

豊富町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月 30 日（木）

豊富町

目 次

1章 はじめに.....	1
1 計画の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の対象施設.....	2
4 計画期間.....	2
2章 公共施設等の現況.....	3
1 豊富町の概要.....	3
2 公共施設等の保有状況.....	9
3 将来人口の推移.....	16
4 財政の状況.....	17
5 建築系公共施設の利用状況.....	19
3章 住民意向の特性.....	22
1 調査の方法と目的.....	22
2 回答者自身のことについて.....	22
3 公共施設の利用頻度や満足度について.....	23
4 今後の公共施設のあり方について.....	26
4章 公共施設等における更新費用の推計.....	29
1 建築系公共施設.....	29
2 道路.....	31
3 橋りょう.....	32
4 上水道.....	33
5 下水道.....	34
6 公共施設等全体のまとめ.....	35
5章 公共施設等を取り巻く課題の整理.....	36
6章 公共施設等マネジメントの理念と目的.....	37
1 計画の管理方針.....	37
2 計画の推進体制.....	37
3 情報管理.....	38
4 公共施設等のコスト、数量に関する数値目標.....	39
7章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	42
1 人口減少を見据えた整備更新.....	42
2 住民ニーズへの適切な対応.....	43
3 民間活力の積極的な導入.....	44

8章 公共施設等の管理に関する実施方針.....	45
1 点検・診断等の実施方針.....	45
2 維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	46
3 安全確保の実施方針.....	47
4 耐震化の実施方針.....	49
5 長寿命化の実施方針.....	50
6 統合や廃止の推進方針.....	51
9章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針.....	52
1 建築系公共施設（ハコモノ）の管理に関する基本的な方針.....	52
2 土木系公共施設（インフラ）の管理に関する基本的な方針.....	55
10章 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策.....	56
1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針.....	56
2 フォローアップの実施方針.....	58

1章 はじめに

1 計画の背景と目的

豊富町では、多くの公共施設（庁舎・校舎等の建築系公共施設）や、道路・橋梁・上下水道等のインフラ系公共施設等を整備し、行政サービスの提供、住民生活の基盤整備等に取り組んできました。

しかしながら、これらが時間の経過とともに徐々に老朽化し、今後、その安全性と機能性を確保するための維持管理、更新等には膨大な経費が必要となります。

長期的展望においては人口減少・少子高齢化の進展による歳入の減少が予測され、厳しい財政状況の中で、これらの課題への対応が求められています。

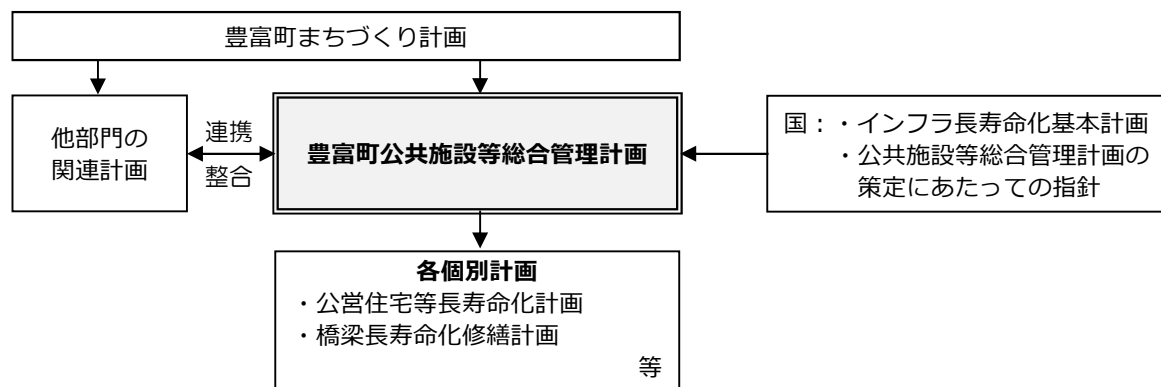
また国においては、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月）を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等推進することとし、地方公共団体に対して公共施設等総合管理計画の策定を要請しています。

以上を踏まえ、「豊富町公共施設等総合管理計画」は、本町の公共施設等の現状および将来の見通しを把握し、どのように対処していくべきか基本方針を定めることを目的とし、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（総財務第 75 号 平成 26 年 4 月）で示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に準拠して策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「豊富町まちづくり計画」を上位計画として、公共施設等の管理等における基本方針を示すものであり、施設別の具体的な取組み等については、各個別計画等によって定めることとします。

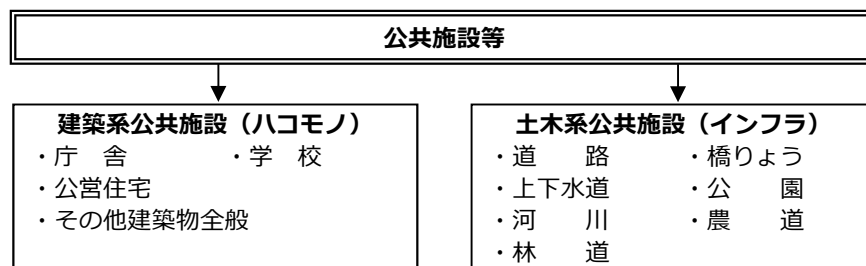
図 計画の位置づけ



3 計画の対象施設

本計画の対象とする公共施設等は、庁舎、学校、公営住宅等の「建築系公共施設（ハコモノ）」と、道路、橋りょう、上下水道、公園等の「土木系公共施設（インフラ）」で、町が保有する全ての施設等とします。

図 対象となる公共施設等



4 計画期間

本計画は、将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な公共施設等に係る経費の削減と平準化を図るため、計画期間は、平成 29 年度～68 年度までの 40 年とし、10 年ごとに見直します。

また、更新費用のシミュレーションは長期的な予測が必要となるため 40 年とし、数値目標についてもシミュレーション結果をもとに設定することとします。

尚、上位計画である豊富町まちづくり計画の進捗状況や人口動向等の社会情勢の変化等によって、適宜見直しを行うこととします。

2章 公共施設等の現況

1 豊富町の概要

(1) 土地利用

豊富町は、北は稚内市、南は幌延町、東は猿払村に隣接し、西は日本海に面しています。各市町村との境界は、起伏続きの山脈をもって連なっていますが山系は比較的低く、東方に「ポロシリ山」426m、「恵丹臼山」313mがあるのみで、その他の山々はいずれも260m以下です。

中央を流れるサロベツ川は、北見山脈に源を発するメナシベツ川、下エベコロベツ川と合流し延々蛇行し海岸地帯を迂回して天塩川に注いでいます。

総面積は520.68 km²となっており、土地利用は、町域の31.5%が山林、畑が20.1%であり、宅地は0.6%となっています。

図 豊富町位置図



表 地目別面積

(単位：k m²)

	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	総面積
面積	0.00	104.46	3.04	0.13	164.13	60.60	104.57	4.80	78.95	520.68
	0.0%	20.1%	0.6%	0.0%	31.5%	11.6%	20.1%	0.9%	15.2%	100.0%

資料：平成 27 年北海道統計書

(2) 気候

気候は、夏は涼しく、冬は北西の風が強く乾燥寒冷であり、気温も年平均 6.2℃と低い地域です。また、降雪は 11 月中旬から 4 月中旬までで、最深積雪も平均 88cm になる地域です。平均風速は概ね 3.7m/S となっています。

平均年間降水量は 970.2mm、日照時間は平均で 1,450.5 時間となっています。

図 豊富町の気温の推移

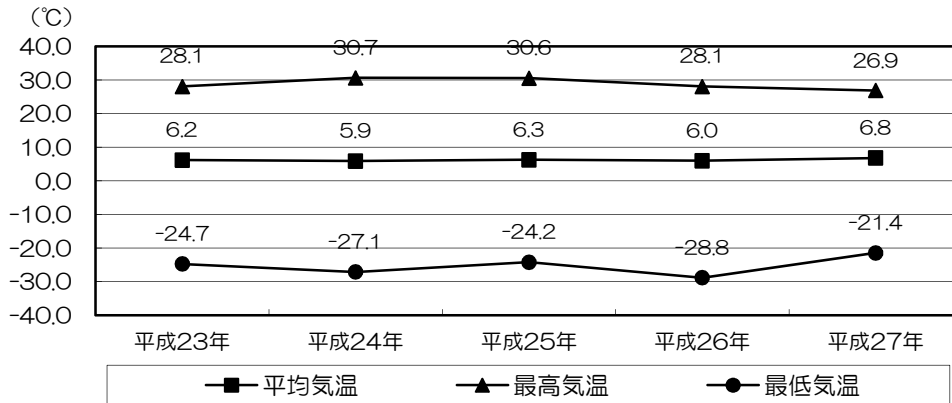


表 豊富町の気象概要

	年降水量 (mm)	気温			平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪量 (cm)	最深積雪 (cm)
		平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)				
平成23年	1,134.0	6.2	28.1	-24.7	3.8	1,470.8	694	72
平成24年	1,014.0	5.9	30.7	-27.1	3.6	1,464.5	767	118
平成25年	895.0	6.3	30.6	-24.2	3.9	1,331.5	827	109
平成26年	884.0	6.0	28.1	-28.8	3.5	1,571.3	643	82
平成27年	924.0	6.8	26.9	-21.4	3.7	1,414.4	572	59
平均	970.2	6.2	28.9	-25.2	3.7	1,450.5	700.6	88.0

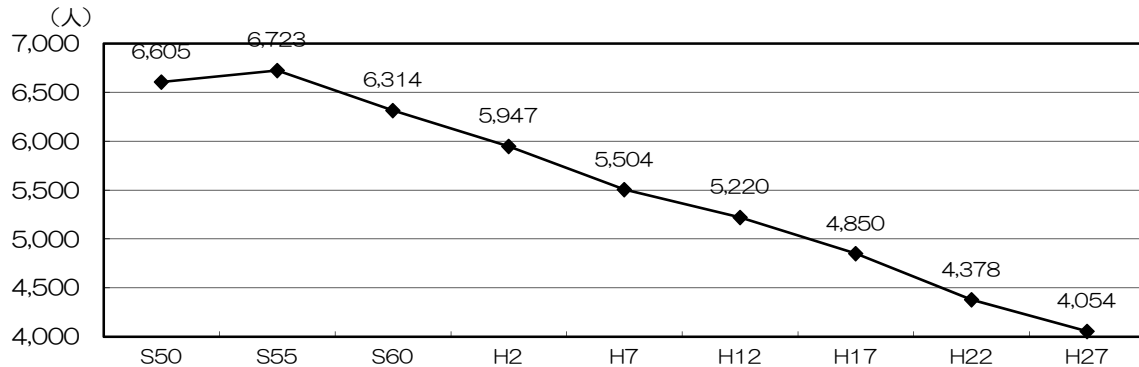
資料：気象庁ホームページ

(3) 人口・世帯

本町の人口は、昭和 55 年に 6,723 人とピークを迎え、その後一貫して減少が続いています。平成 27 年国勢調査は 4,054 人であり、ピークから約 39.7%の減少となっています。住民基本台帳では平成 28 年で 4,074 人で 10 年間の推移をみると減少傾向であり、10 年間で約 14%の減少となっています。

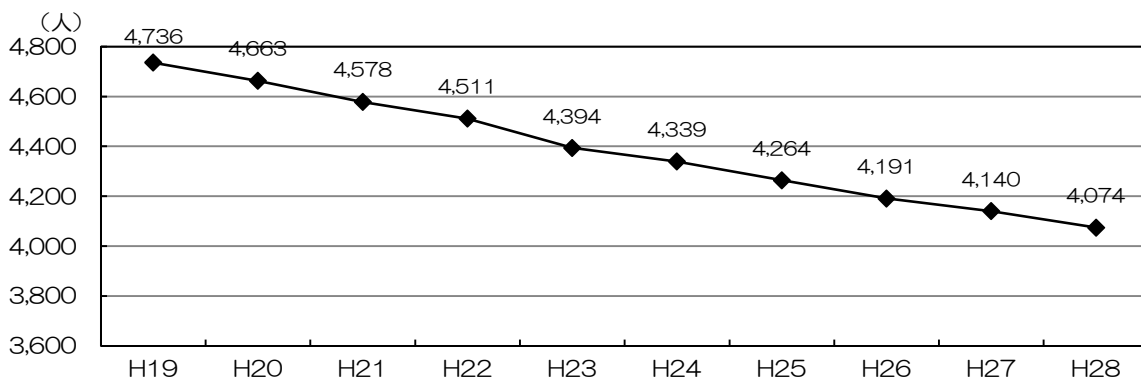
世帯数は平成 27 年国勢調査で 1,782 世帯です。昭和 55 年の 2,114 世帯が最も多く、平成 12 以降は減少が続いています。ピークからは約 16%の減少です。住民基本台帳では平成 28 年で 1,973 世帯、10 年間の推移をみると平成 21 年から減少しており、8 年間で約 3%の減少となっています。

図 総人口の推移



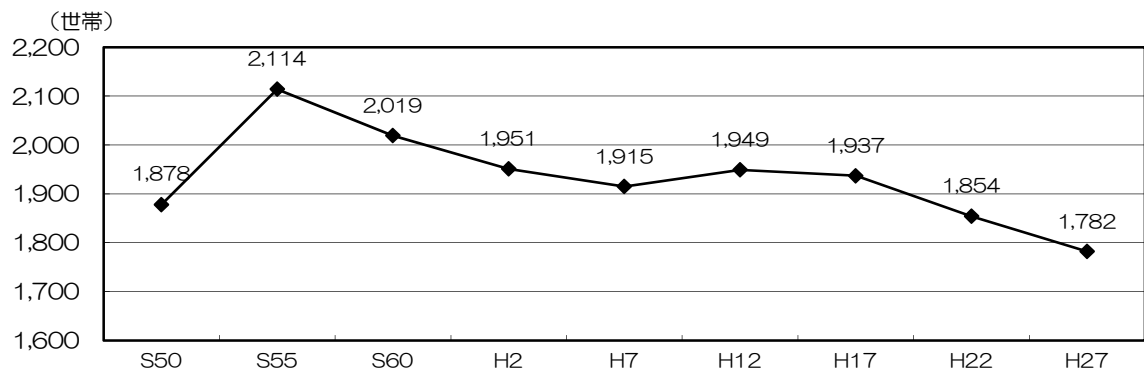
資料：各年国勢調査

図 人口の推移（住民基本台帳）



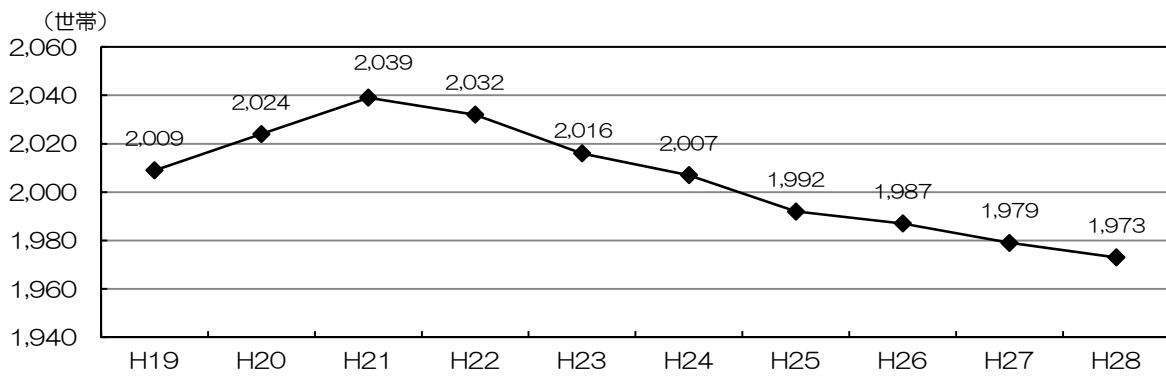
資料：住民基本台帳（各年3月末）

図 総世帯数の推移



資料：各年国勢調査

図 総世帯数の推移（住民基本台帳）



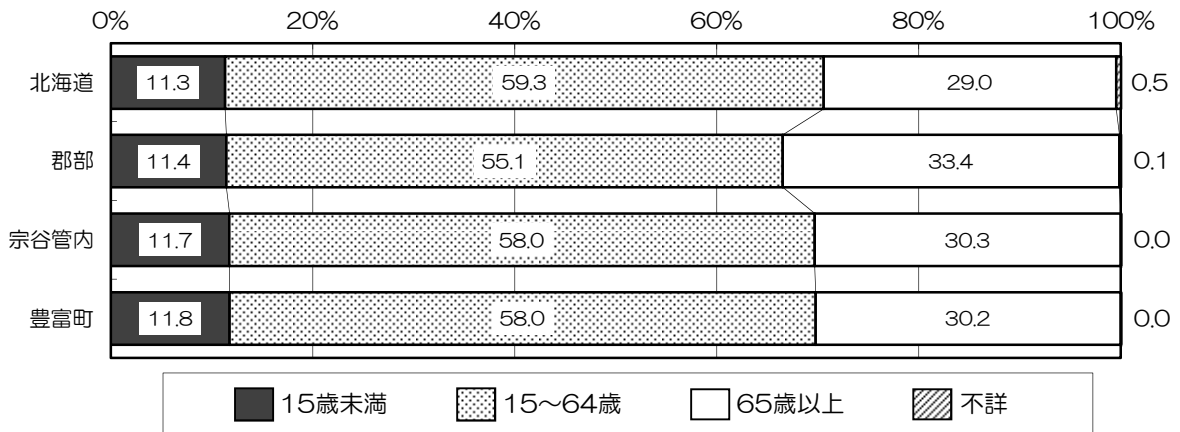
資料：住民基本台帳（各年3月末）

(4) 年齢別人口

年齢別人口構成比をみると、平成 27 年国勢調査で、年少人口（15 歳未満）11.8%、生産年齢人口（15～64 歳）58.0%、高齢人口（65 歳以上）30.2%となっています。高齢人口率は全道、郡部、宗谷管内と比較して全道の次に低くなっています。

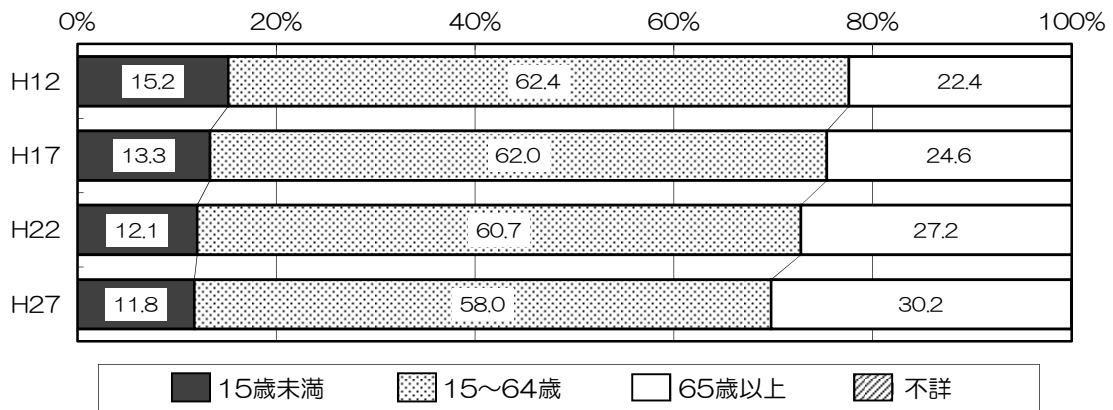
15 年間（平成 12～27 年）の推移をみると、年少人口と生産年齢人口の割合はともに減少傾向、高齢人口は増加傾向にあります。高齢人口は 15 年間で 7.8%増となっています。

図 年齢別人口構成比の比較



資料：平成 27 年国勢調査

図 年齢別人口構成比の推移



資料：各年国勢調査

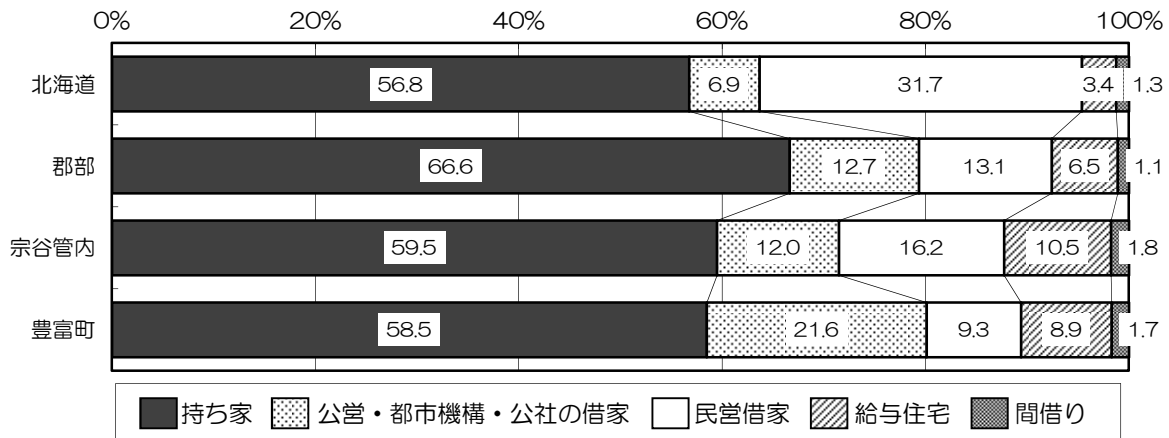
(5) 住宅所有関係別世帯数

住宅所有関係別世帯数は平成 27 年国勢調査で、持ち家 58.5%、公営借家 21.6%、民営借家 9.3%、給与住宅 8.9%となっています。

全道、郡部、宗谷管内と比較すると、公営借家率が最も高く、民営借家率が最も低くなっています。

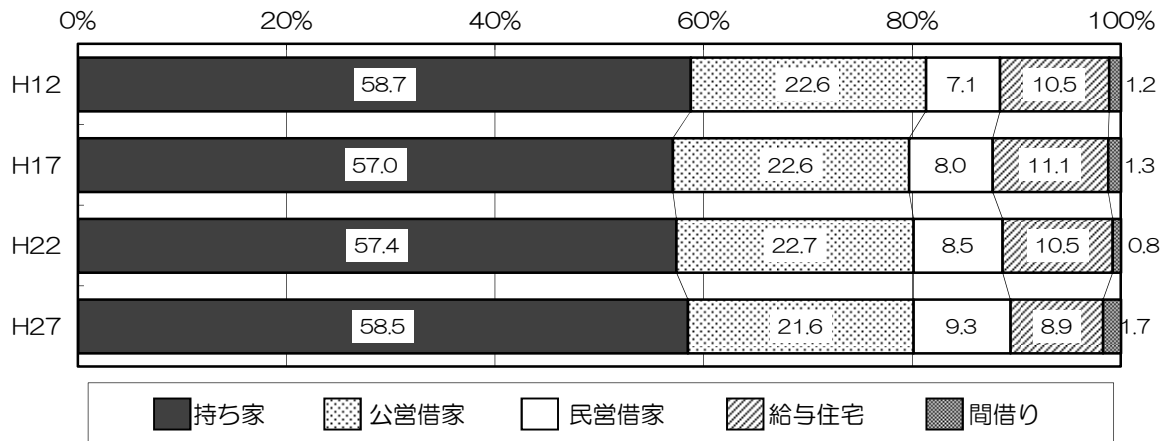
15 年間（平成 12～27 年）の推移をみると、持ち家率は横ばい、公営借家率は平成 27 年に減少に転じており、民営借家率は増加傾向となっています。

図 住宅所有関係別世帯数構成比の比較



資料：平成 27 年国勢調査

図 住宅所有関係別世帯数構成比の推移



資料：各年国勢調査

2 公共施設等の保有状況

(1) 施設数、延べ床面積

本町が保有する建築系公共施設は、128 施設、337 棟、120,439 m²です。用途別施設数では、スポーツ・レクリエーション系施設が 26 施設と最も多く、次いで行政系施設が 13 施設、公営住宅が 11 施設となっています。また、その他施設の主な内訳は教員住宅・職員住宅等です。用途別延べ床面積構成比では、公営住宅が 23.9%で最も高く、以下、学校教育系施設が 15.4%、産業系施設が 13.5%であり、この3つで町有建築物の約半数を占めています。

道路、橋りょう等のインフラ系公共施設は、町道約 213 km、橋りょう約 1.5 km、上水道約 191 km、下水道約 26.5 km、農道約 3 km、林道約 53 kmです。

図 建築系公共施設の施設数の内訳

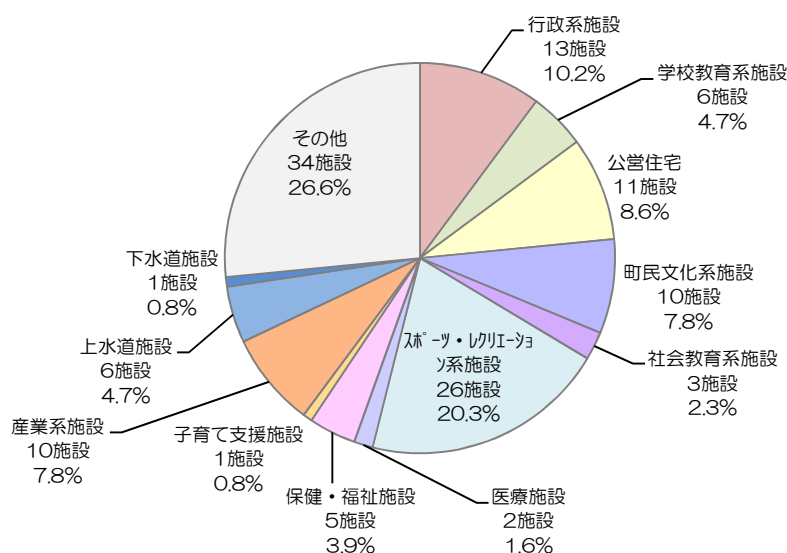


図 建築系公共施設の建物面積の内訳

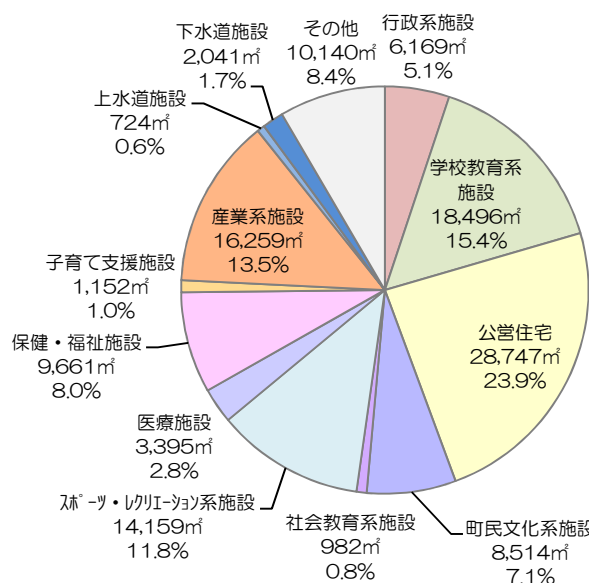


表 建築系公共施設

施設分類	主な用途	施設数	小計 (施設)	棟数	小計 (棟)	延べ床面積 (㎡)	小計 (㎡)	面積割合
行政系施設	庁舎等	1	13	1	17	1,718.50	6,168.92	1.4%
	消防施設	6		8		1,162.43		1.0%
	その他行政系施設	6		8		3,287.99		2.7%
学校教育系施設	学校	5	6	9	10	17,876.44	18,496.44	14.8%
	その他教育施設	1		1		620.00		0.5%
公営住宅	公営住宅	11	11	47	47	28,746.70	28,746.70	23.9%
町民文化系施設	集会施設	9	10	13	14	5,872.67	8,514.14	4.9%
	文化施設	1		1		2,641.47		2.2%
社会教育系施設	博物館等	3	3	4	4	981.62	981.62	0.8%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	8	24	12	69	7,486.57	12,724.51	6.2%
	レクリエーション・観光施設	16		57		5,237.94		4.3%
	保養施設	2		2		5		1,434.72
医療施設	医療施設	2	6	3	11	3,394.64	12,041.95	2.8%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	4		8		8,647.31		7.2%
		その他社会福祉施設	1	1	1,013.40	0.8%		
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	1	2	1	2	1,152.00	2,165.40	1.0%
産業系施設	産業系施設	10	10	32	32	16,259.22	16,259.22	13.5%
上水道施設	上水道施設	6	6	10	10	723.85	723.85	0.6%
下水道施設	下水道施設	1	1	1	1	2,041.46	2,041.46	1.7%
その他	その他	34	34	115	115	10,139.97	10,139.97	8.4%
合計		128 施設		337 棟		120,438.90		100.0%

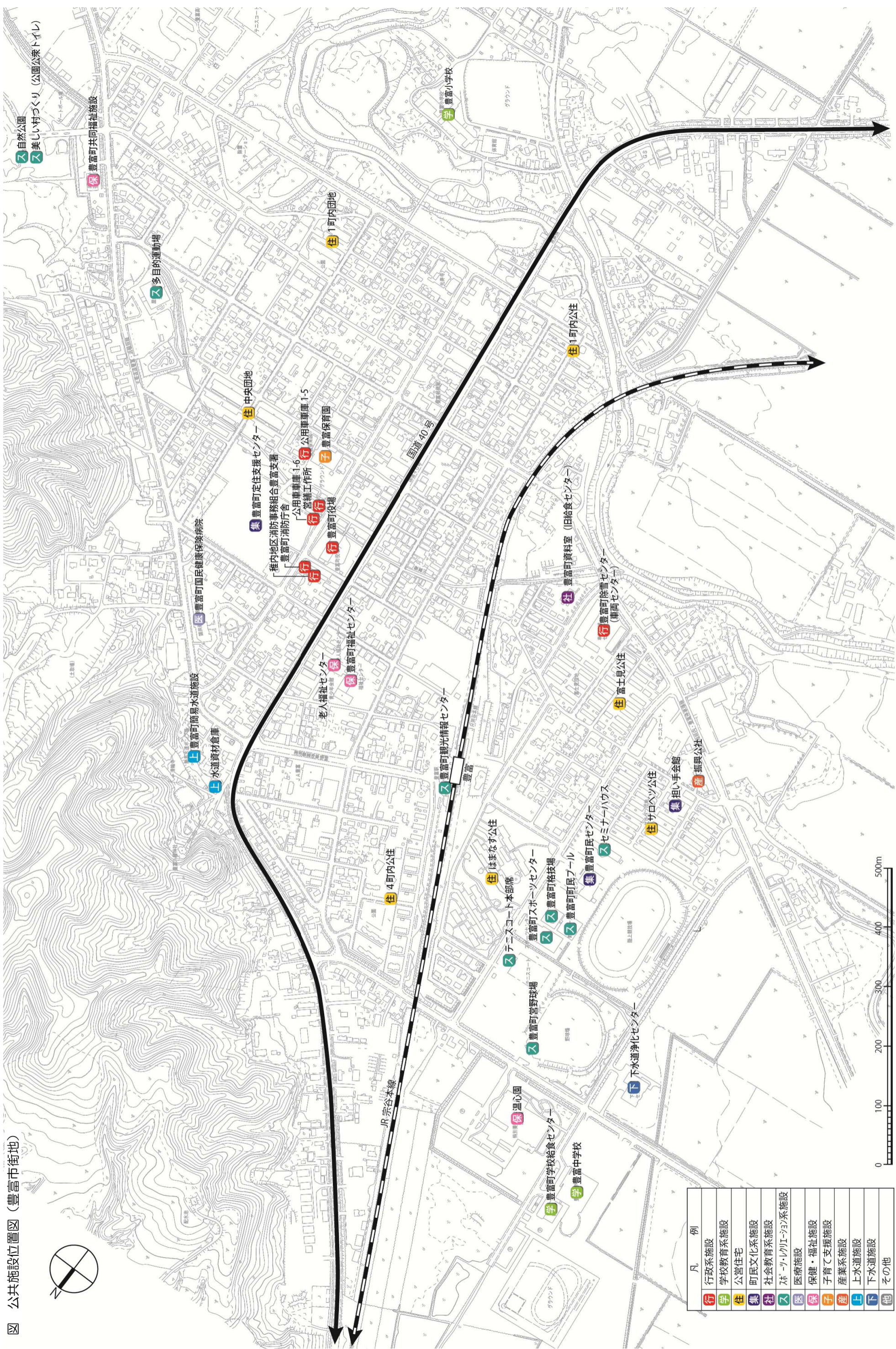
表 インフラ系公共施設

分類	内訳
道路	一般道路：実延長合計 212,791m（舗装部）、道路面積合計（道路部） 1,576,821㎡
橋梁	実延長合計 1,540m、橋りょう面積合計 9,786㎡
上水道	実延長合計 191,463m
下水道	実延長合計 26,531m
農道	実延長合計 3,032m
林道	実延長合計 52,973m
ガス配管	実延長合計 7,071m

（２）建築系公共施設の立地状況

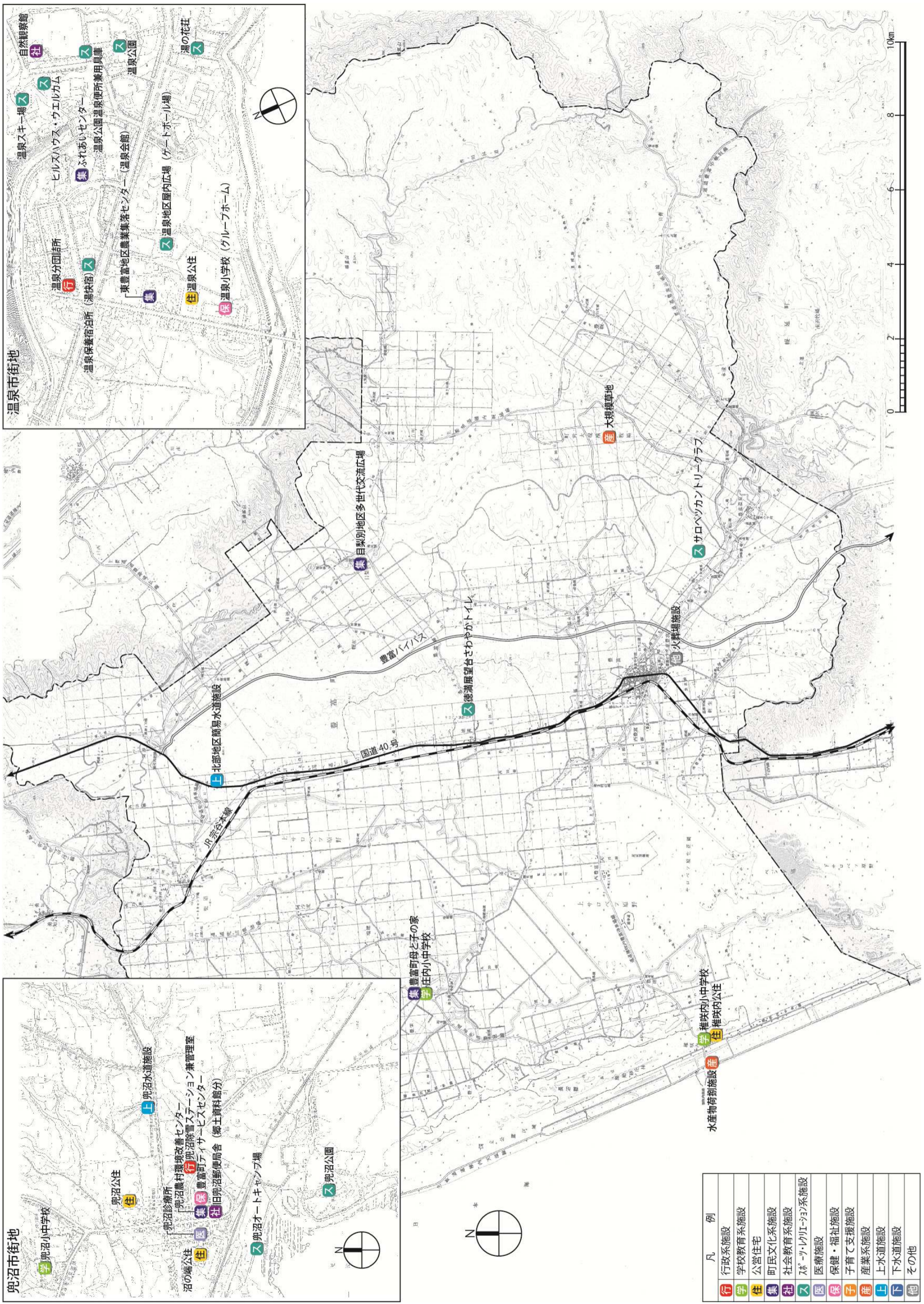
主な建築系公共施設の立地状況は次項のとおりです。

図 公共施設位置図（豊富市街地）



凡 例	
行	行政施設
学	学校教育施設
住	公営住宅
集	町民文化施設
社	社会教育施設
ス	スポーツレクリエーション施設
医	医療施設
保	保健・福祉施設
子	子育て支援施設
産	産業施設
上	上水道施設
下	下水道施設
他	その他

図 公共施設位置図（全町）



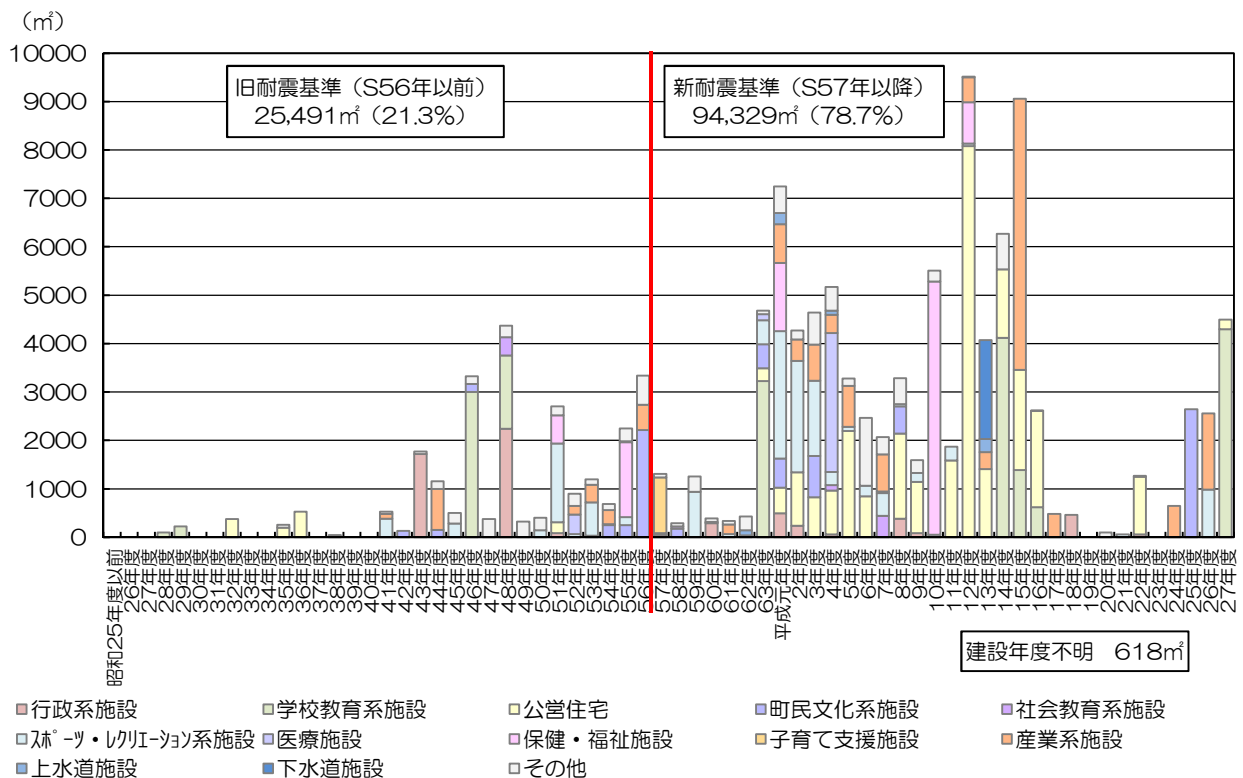
凡例
行政系施設
学校教育系施設
公営住宅
町民文化系施設
社会教育系施設
スポーツ・レクリエーション系施設
医療施設
保健・福祉施設
子育て支援施設
産業系施設
上水道施設
下水道施設
その他

(3) 建築系公共施設の築年別状況

現存する建築系公共施設は、最も古いもので昭和 20 年代に建築されています。昭和 57 年以降では、多くの施設が昭和 63 年度から平成 16 年度までに建築され、それ以降の建築はわずかとなっています。

赤い縦線は、これより左側が旧耐震基準による建築物を示します。現在の建築系公共施設の約 8 割は新耐震基準による建築です。

図 建築系公共施設の築年度別延床面積



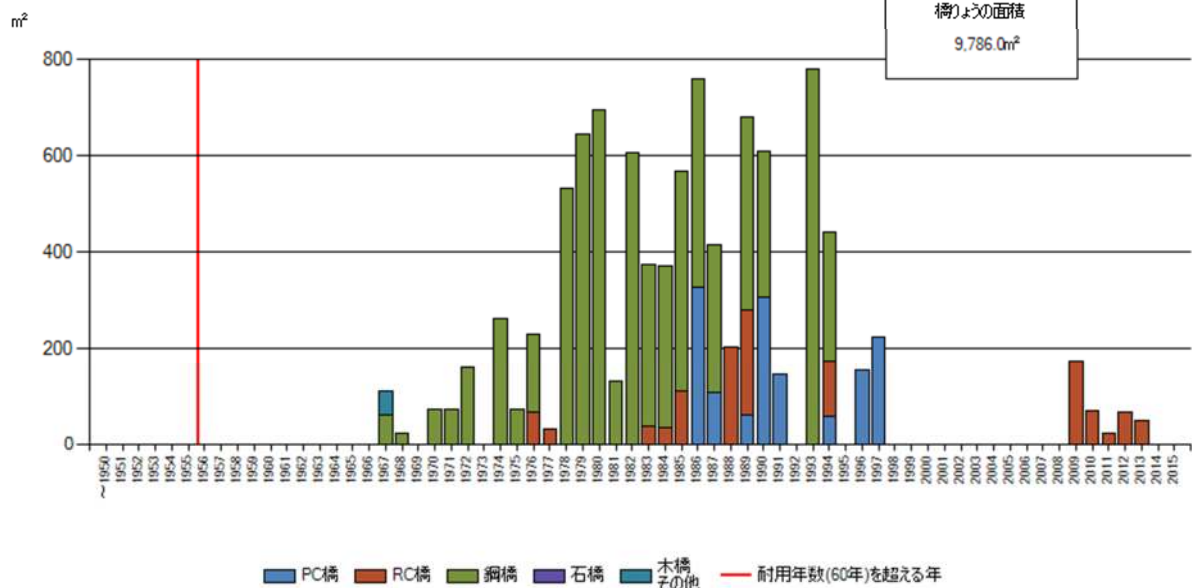
(4) インフラ系公共施設の整備年別状況

①橋りょう

橋りょうの総面積は 9,786 m²です。橋りょうは、古いものでも 1967 年度の建設となっており、多くは 1970 年代から 1990 年代までに建設されています。

赤い縦線は、これより左側が現時点で耐用年数 60 年を超過している橋りょうを示しますが、現在、豊富町に耐用年数を超過しているものはありません。

図 橋りょうの建設年度別面積

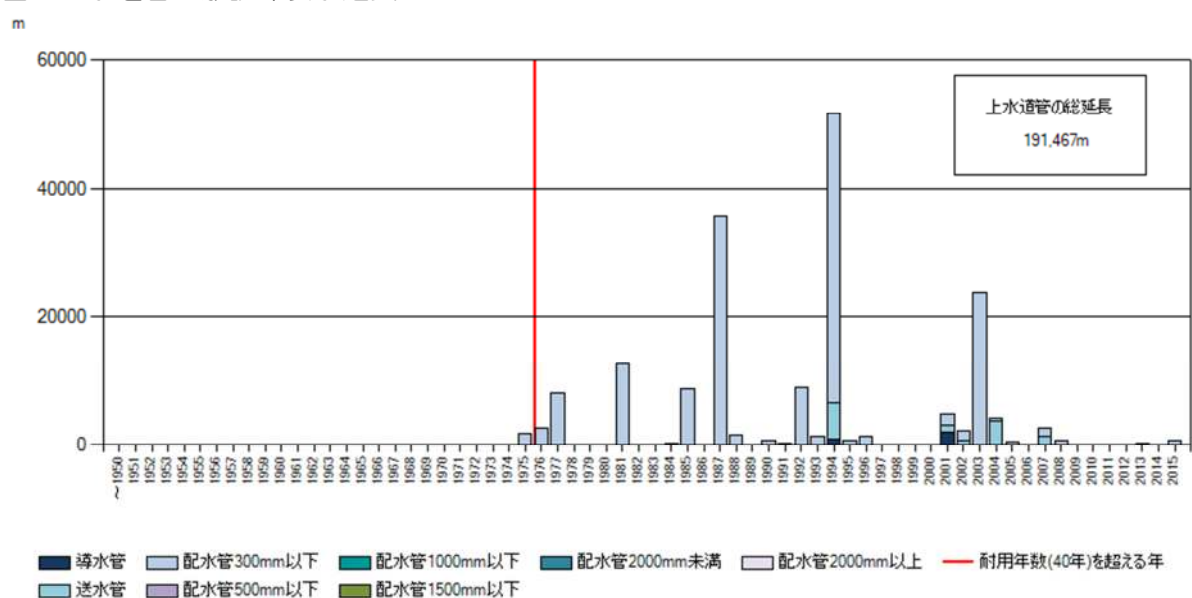


②上水道

上水道管の総延長は 191,467m です。1975 年度以降に敷設されています。

赤い縦線は、これより左側が、現時点で耐用年数 40 年を超過している上水道管を示します。耐用年数を超過しているものは 1,765m で 1%未満となっていますが、年度不明の管が 14,099m で約 7.4%を占めています。

図 上水道管の敷設年度別延長

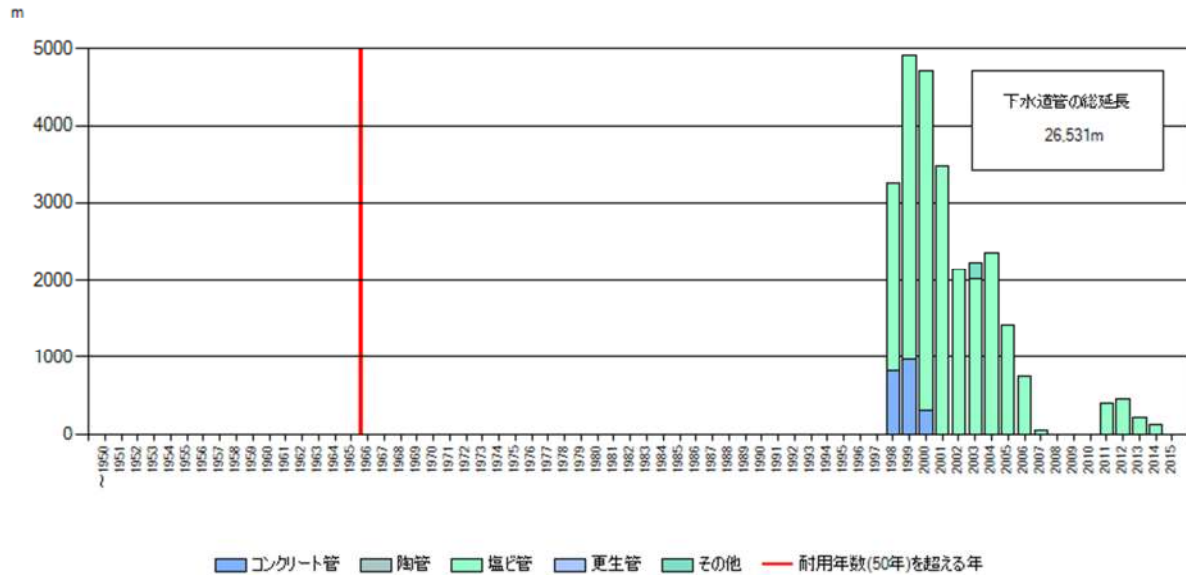


③下水道

下水道管の総延長は 26,531m です。1998 年以降に敷設されています。

赤い縦線は、これより左側が、現時点で耐用年数 50 年を経過している下水道管を示しますが現時点で豊富町にはありません。

図 下水道管の敷設年別延長

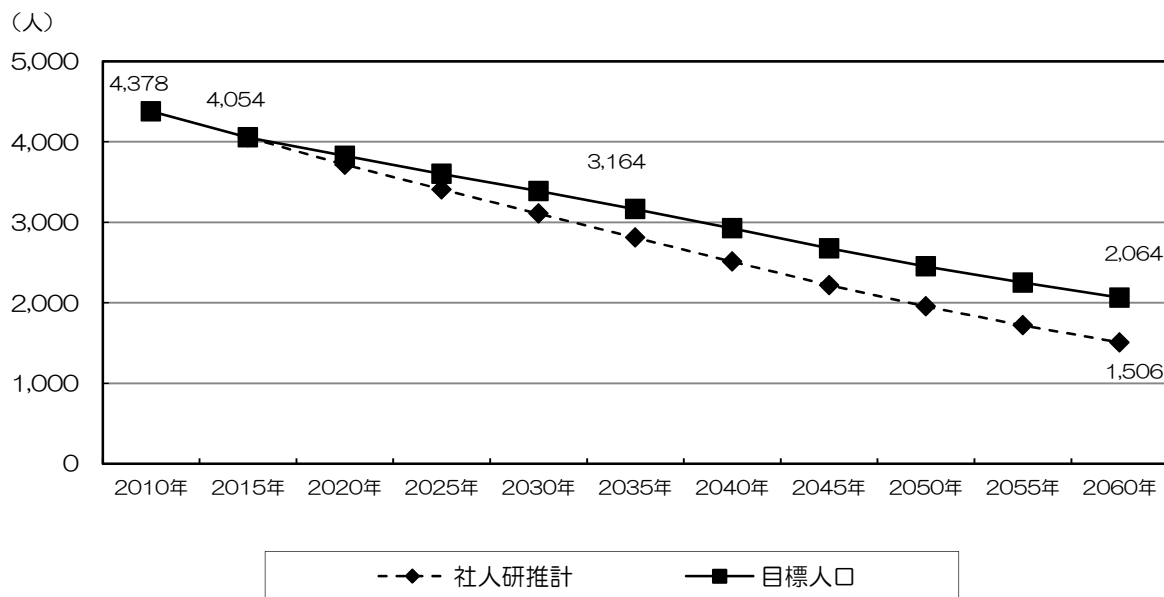


3 将来人口の推移

本町における将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 27(2015)年以降も減少を続け、平成 72(2060)年には約 1,506 人(平成 27(2015)年人口の 37%)になると予想されます。

豊富町人口ビジョンにおける目標人口は、平成 72(2060)年で 2,064 人(平成 27(2015)年人口の 51%)と設定しています。

図 総人口の推移



(単位: 人)

	国勢調査		推計								
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
社人研推計	4,378	4,054	3,715	3,408	3,108	2,810	2,512	2,219	1,955	1,720	1,506
目標人口	4,378	4,054	3,826	3,602	3,389	3,164	2,925	2,677	2,452	2,250	2,064

資料: 豊富町人口ビジョン(社人研推計)

4 財政の状況

(1) 歳入の状況

平成 26 年度の普通会計を基に本町の歳入の状況をみると、町税（地方税）が約 4.6 億円で、地方交付税が約 31 億円となっています。町税をはじめとする自主財源は全体の 30.5% であるのに対し、地方交付税をはじめとする依存財源は 69.5% となっています。

図 歳入の推移

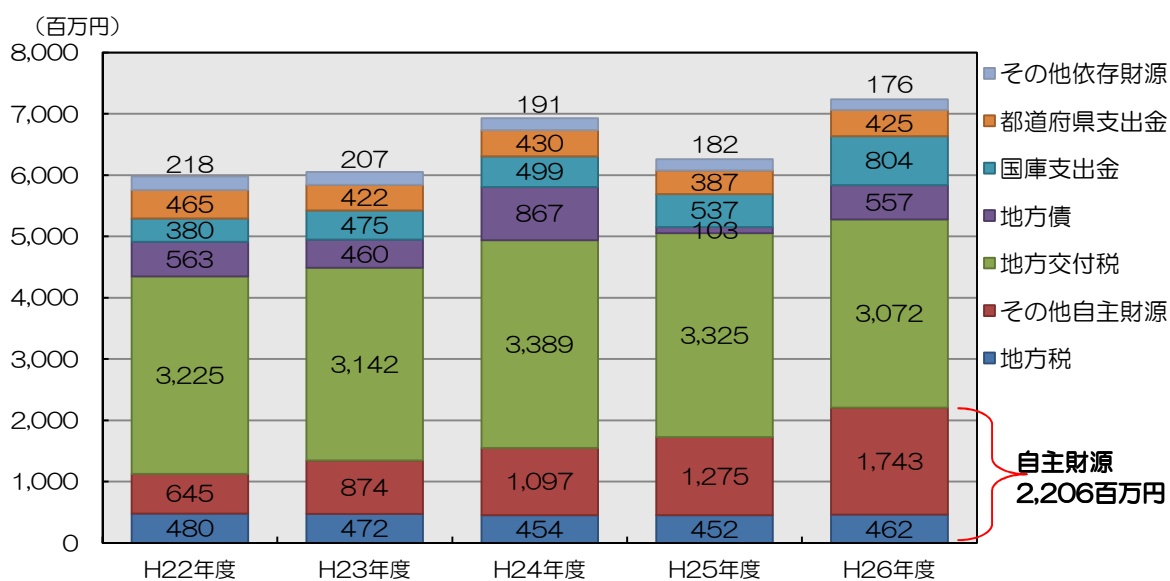
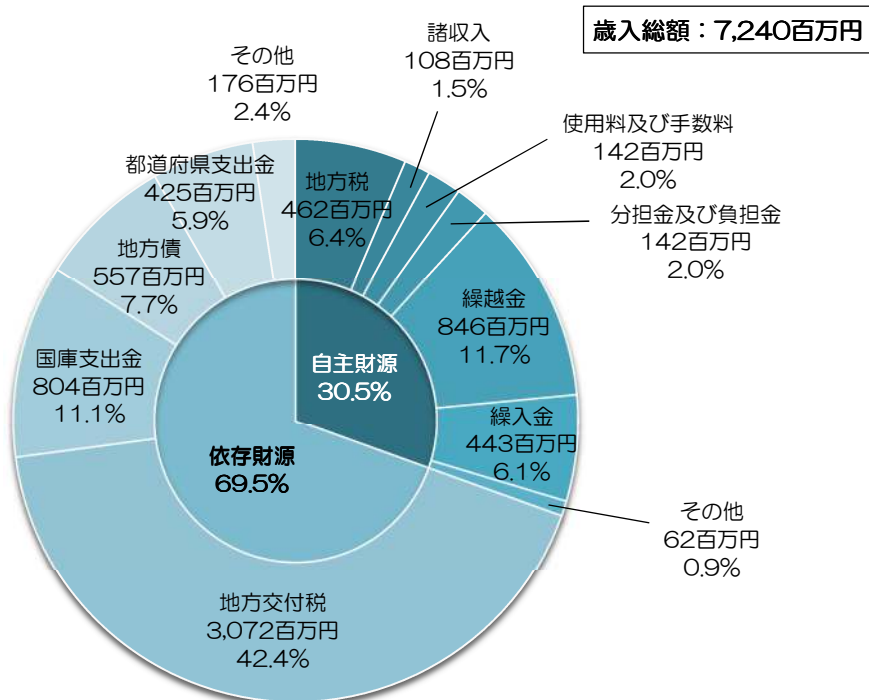


図 平成 26 年度決算 歳入の内訳



(2) 歳出の状況

歳出の状況を見ると、投資的経費はおよそ9~17億円で推移しています。平成26年度における義務的経費の全体に占める割合は27.2%です。

図 歳出の状況

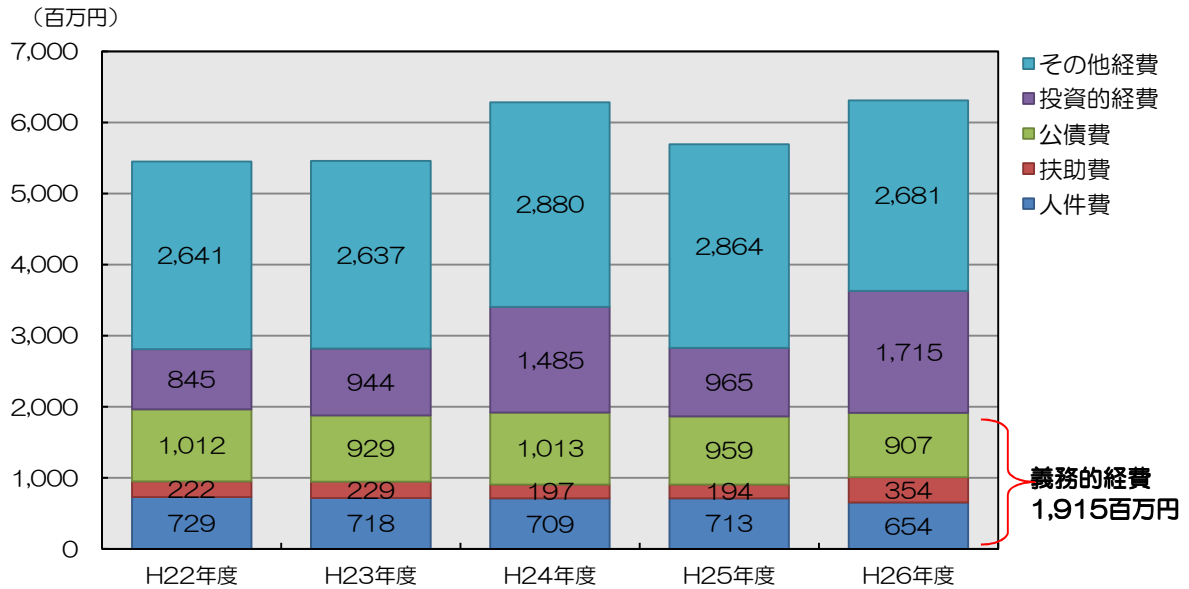
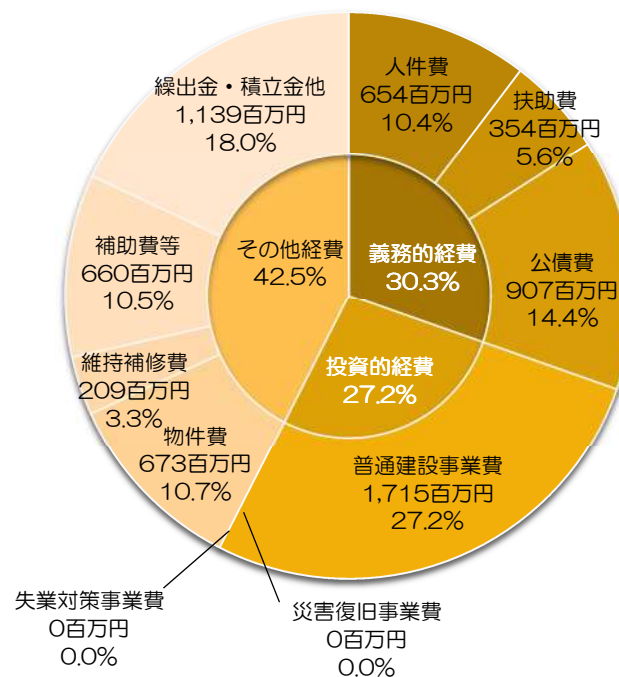


図 平成26年度決算 歳出の内訳

歳出総額：6,311百万円



5 建築系公共施設の利用状況

主な建築系公共施設（10施設）における直近3年間（平成25～27年度）の施設利用状況をみると、増加傾向が3施設、減少傾向が3施設、横ばいが1施設、平成26年度に減少し、その後横ばいとなっている施設が3施設となっています。

増加傾向の3施設は、兜沼郷土資料館、豊富中学校、定住支援センターとなっています。一方で減少傾向の3施設は豊富町郷土資料館、兜沼中学校、公衆浴場となっています。

平成26年度に減少し、その後横ばいとなっている施設は、豊富小学校、兜沼小学校、兜沼支所となっています。

大分類	施設名	H25年度	H26年度	H27年度	単位	3年間の傾向
社会教育系施設	豊富町郷土資料室	188	155	133	人（入館者数）	↘
	兜沼郷土資料室	311	353	361	人（入館者数）	↗
学校教育系施設	豊富小学校	192	178	177	人（児童・生徒数）	↘→
	兜沼小学校	11	8	9	人（児童・生徒数）	↘→
	豊富中学校	93	95	104	人（児童・生徒数）	↗
	兜沼中学校	9	7	6	人（児童・生徒数）	↘
子育て支援施設	豊富町立保育園	86	93	88	人（登録数）	→
行政系施設	兜沼支所	348	281	286	人（来庁者数）	↘→
スポーツ・レクリエーション系施設	公衆浴場	3,174	2,815	2,542	人（延利用者数）	↘
町民文化系施設	定住支援センター （定住占有利用）	9,114	17,762	25,132	人（部屋を借りて 使った人数）	↗
	定住支援センター （図書）	12,644	25,420	27,444	人	↗
	定住支援センター （学童保育）	3,364	6,097	6,574	人	↗
	定住支援センター （保健センター）	1,461	3,396	5,212	人	↗
	定住支援センター （合計）	26,583	52,675	64,362	人	↗

※定住支援センターのH25年度はH25.9～H26.3.31までの人数

図 社会教育系施設の利用状況

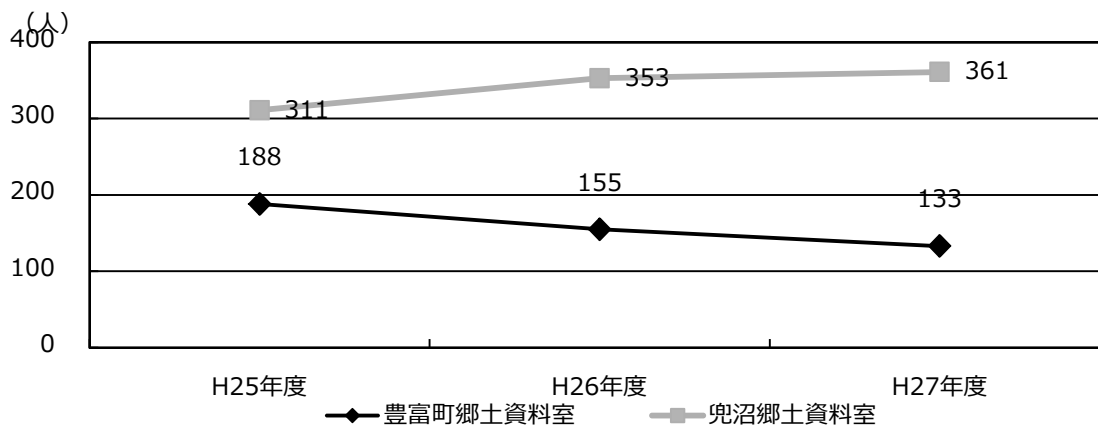


図 学校教育系施設の利用状況

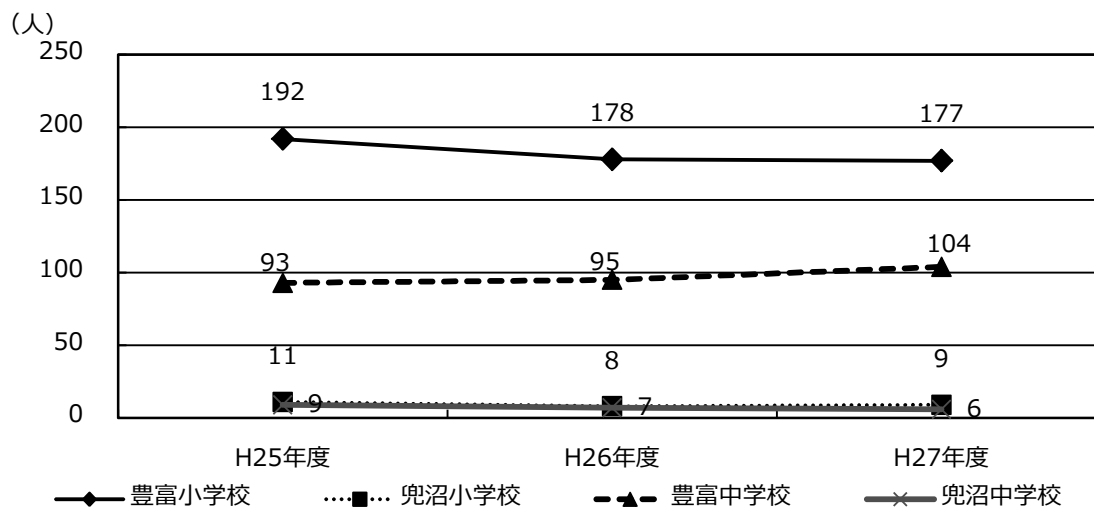


図 子育て支援施設の利用状況

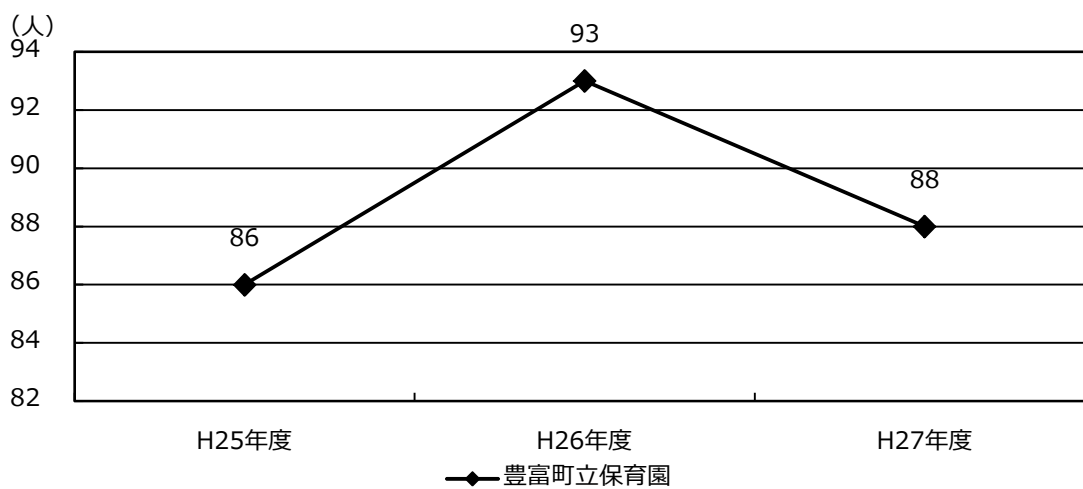


図 行政系施設の利用状況

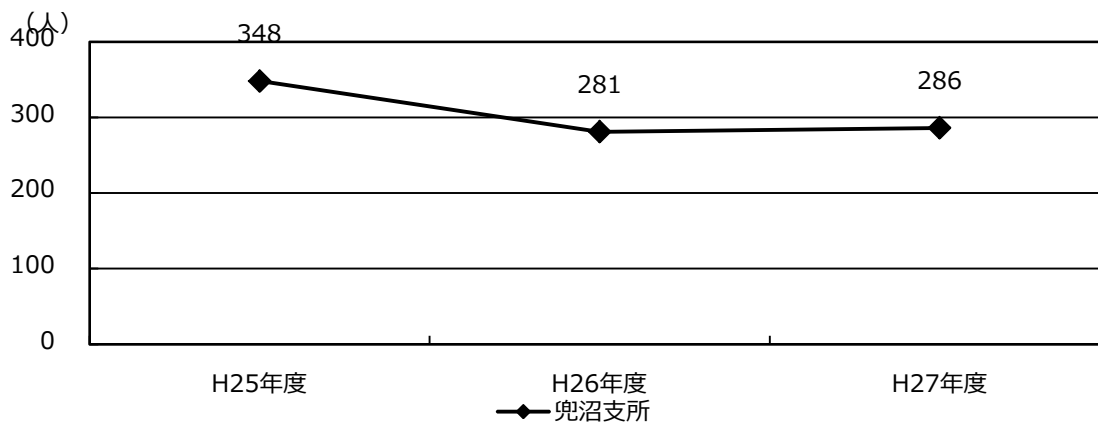


図 スポーツ・レクリエーション系施設の利用状況

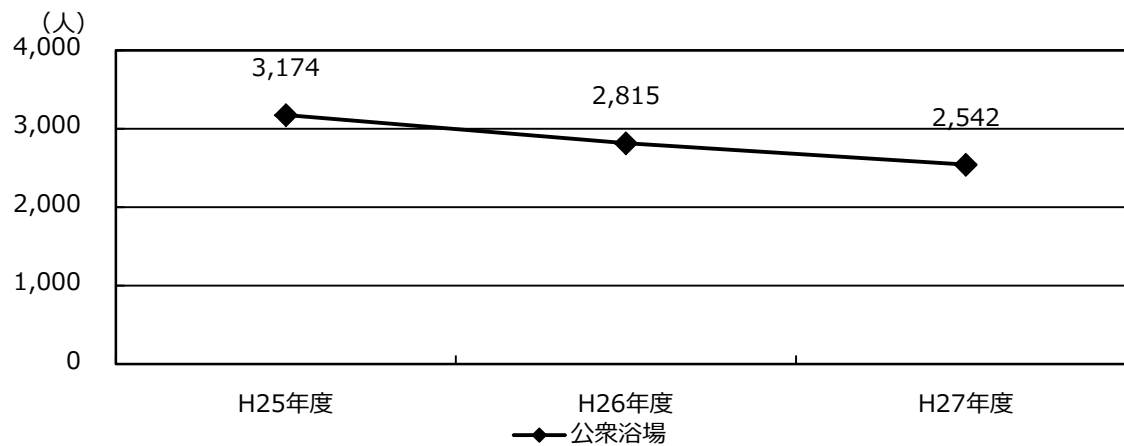
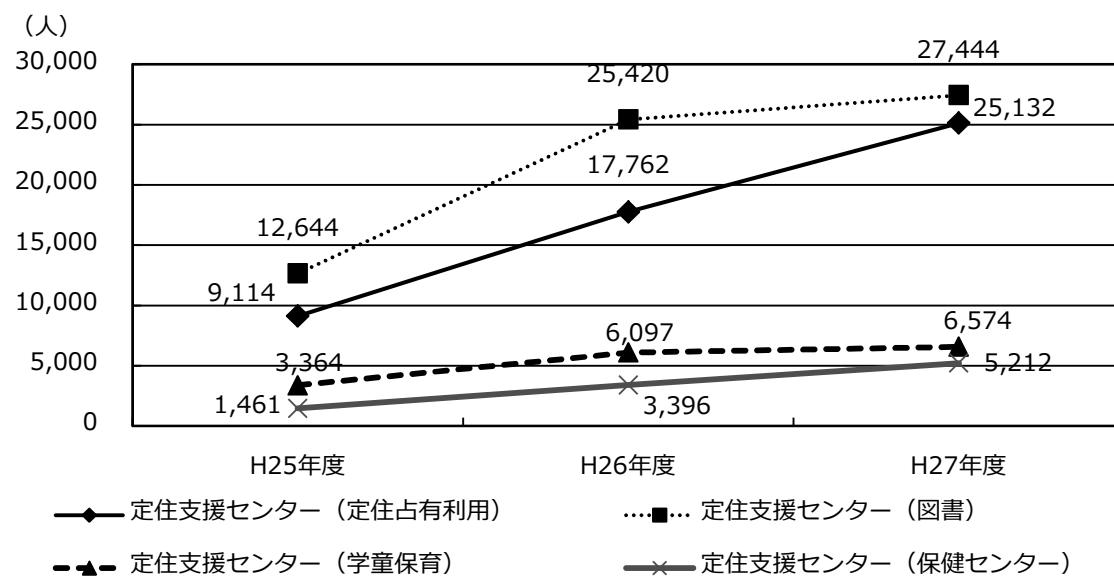


図 定住支援センターの利用状況



3章 住民意向の特性

1 調査の方法と目的

(1) アンケート調査の目的

これからの公共施設のあり方に関するアンケートは、公共施設の利用状況や満足度について伺い、利用実態を把握するとともに、公共施設等の削減・集約化に向けた方針及び維持管理方針についての意向を把握することを目的とします。

(2) 配布回収方法、調査期間

調査票は郵送による配布・回収とし、調査期間は平成 29 年 1 月 6 日から 1 月 23 日としました。

(3) 調査対象、回収率

町内に住んでいる全世帯から無作為に 1,000 人を抽出し、対象としました。回収数は 350 票で、回収率は 35.0%となりました。

2 回答者自身のことについて

回答者の年齢は、構成比が高い順に、「60 歳代」が 25.2%、「50 歳代」が 18.6%、「70 歳以上」が 16.6%、「80 歳以上」が 11.5%、「40 歳代」が 10.9%、「30 歳代」が 10.0%となっています。

回答者の性別は、「男性」が 50.6%、「女性」が 49.4%となっています。

回答者の居住地区は、構成比が高い順に、「1 町内」が 24.3%、「5 町内」が 15.5%、「3 町内」11.1%、「2 町内」10.8%、「4 町内」8.5%となっています。

回答者の職業は、構成比が高い順に、「無職」25.0%、「会社員・会社役員」17.4%、「専業主婦・専業主夫」が 15.4%、「農林業」が 13.4%、「自営業・家族従業員」9.9%、「パート・アルバイト」が 9.6%となっています。

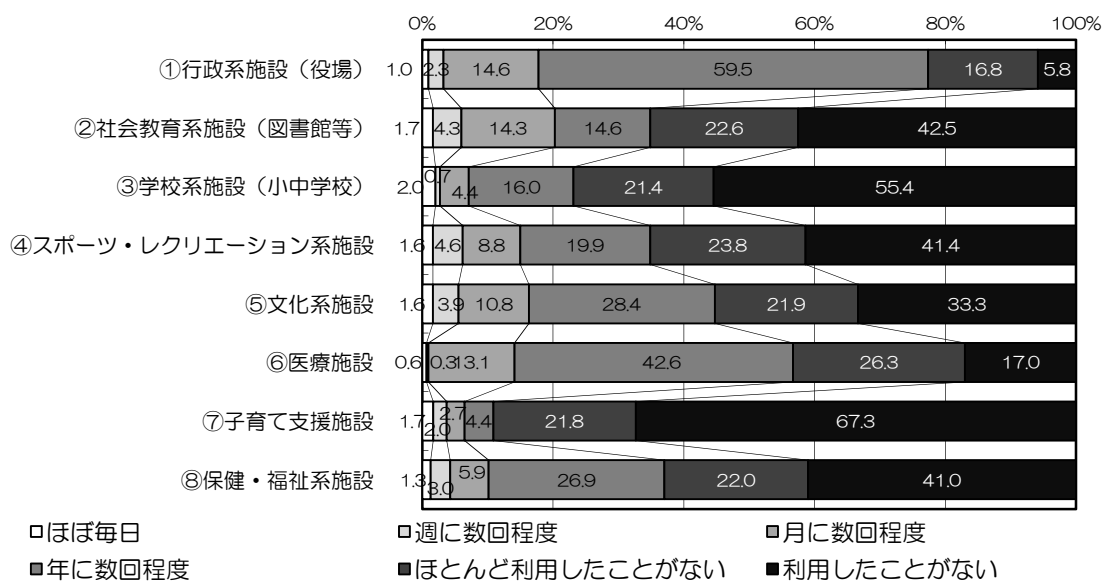
回答者の居住年数は、構成比が高い順に、「10 年以上」が 82.4%、「1 年以上 5 年未満」が 11.2%、「5 年以上 10 年未満」が 4.6%、「1 年未満」が 1.7%となっています。

3 公共施設の利用頻度や満足度について

(1) 利用頻度

利用頻度が高い（「ほぼ毎日」、「週に数回程度」、「月に数回程度」の合計の割合が高い）のは、高い順に社会教育系施設 20.3%、行政系施設（役場） 17.8%、文化系施設 16.3% となっています。

一方、利用頻度が低い（「利用したことがない」と「ほとんど利用したことがない」の合計の割合が高い）のは、子育て支援施設 89.1%、学校系施設 76.9%、スポーツ・レクリエーション系施設 65.1%となっています。



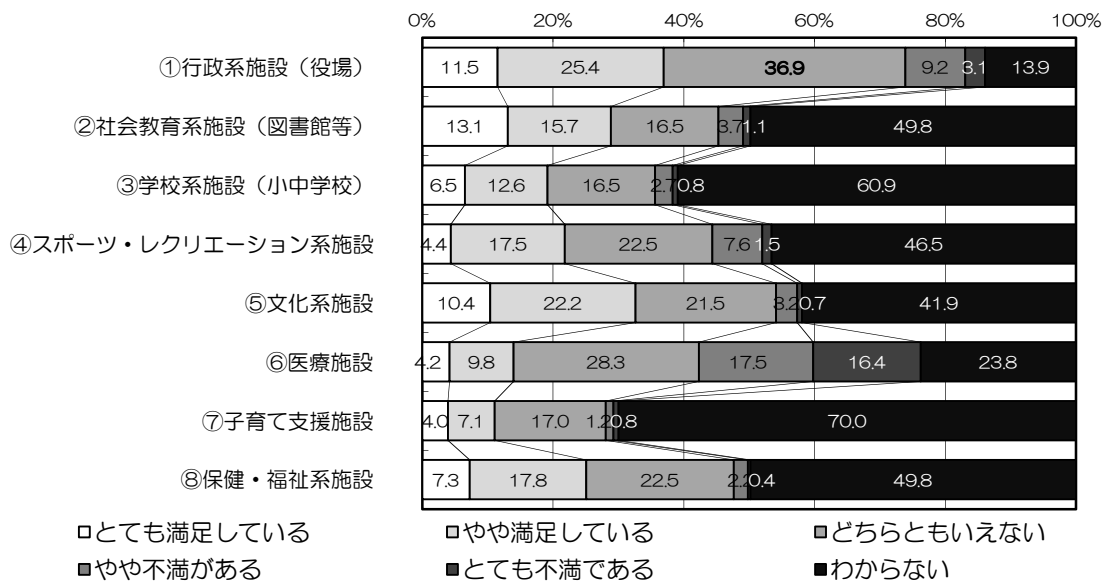
	ほぼ毎日	週に数回程度	月に数回程度	年に数回程度	ほとんど利用したことがない	利用したことがない	合計
①行政系施設（役場）	3 1.0%	7 2.3%	45 14.6%	184 59.5%	52 16.8%	18 5.8%	309 100.0%
②社会教育系施設（図書館等）	5 1.7%	13 4.3%	43 14.3%	44 14.6%	68 22.6%	128 42.5%	301 100.0%
③学校系施設（小中学校）	6 2.0%	2 0.7%	13 4.4%	47 16.0%	63 21.4%	163 55.4%	294 100.0%
④スポーツ・レクリエーション系施設	5 1.6%	14 4.6%	27 8.8%	61 19.9%	73 23.8%	127 41.4%	307 100.0%
⑤文化系施設	5 1.6%	12 3.9%	33 10.8%	87 28.4%	67 21.9%	102 33.3%	306 100.0%
⑥医療施設	2 0.6%	1 0.3%	41 13.1%	133 42.6%	82 26.3%	53 17.0%	312 100.0%
⑦子育て支援施設	5 1.7%	6 2.0%	8 2.7%	13 4.4%	64 21.8%	198 67.3%	294 100.0%
⑧保健・福祉系施設	4 1.3%	9 3.0%	18 5.9%	82 26.9%	67 22.0%	125 41.0%	305 100.0%

(2) 満足度

医療施設を除く施設で、「満足傾向」の割合が、「不満傾向」の割合を上回っています。

「満足傾向」の割合が高いのは、高い順に、行政系施設 36.9%、文化系施設 32.6%、社会教育系施設 28.8%となっています。

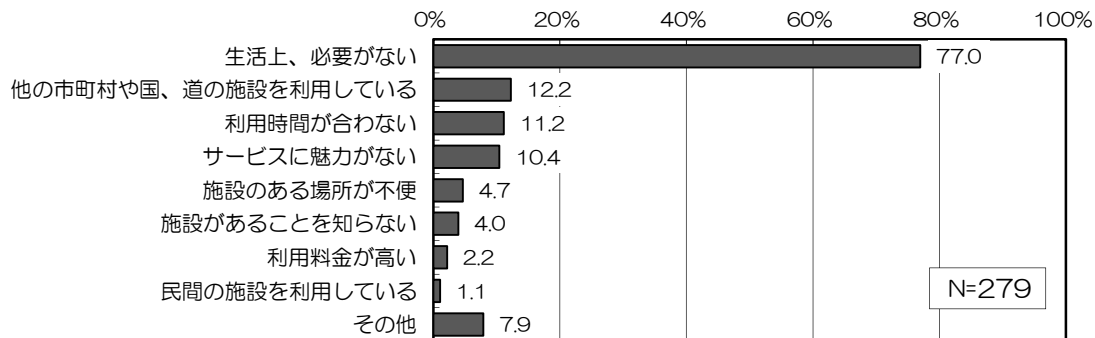
一方、「不満傾向」の割合が高いのは、医療施設 33.9%、行政系施設 5%、スポーツ・レクリエーション系施設 9.1%となっています。



	とても満足している	やや満足している	どちらともいえない	やや不満がある	とても不満である	わからない	合計
①行政系施設（役場）	34 11.5%	75 25.4%	109 36.9%	27 9.2%	9 3.1%	41 13.9%	295 100.0%
②社会教育系施設（図書館等）	35 13.1%	42 15.7%	44 16.5%	10 3.7%	3 1.1%	133 49.8%	267 100.0%
③学校系施設（小中学校）	17 6.5%	33 12.6%	43 16.5%	7 2.7%	2 0.8%	159 60.9%	261 100.0%
④スポーツ・レクリエーション系施設	12 4.4%	48 17.5%	62 22.5%	21 7.6%	4 1.5%	128 46.5%	275 100.0%
⑤文化系施設	29 10.4%	62 22.2%	60 21.5%	9 3.2%	2 0.7%	117 41.9%	279 100.0%
⑥医療施設	12 4.2%	28 9.8%	81 28.3%	50 17.5%	47 16.4%	68 23.8%	286 100.0%
⑦子育て支援施設	10 4.0%	18 7.1%	43 17.0%	3 1.2%	2 0.8%	177 70.0%	253 100.0%
⑧保健・福祉系施設	20 7.3%	49 17.8%	62 22.5%	6 2.2%	1 0.4%	137 49.8%	275 100.0%

(3) 公共施設を利用しない理由

公共施設を利用しない理由（複数回答）は、「生活上、必要がない」が77.0%で大半を占めています。その他は高い順に「他の市町村や国、道の施設を利用している」12.2%、「利用時間が合わない」11.2%、「サービスに魅力がない」10.4%などとなっています。



	生活上、必要がない	サービスに魅力がない	施設のある場所が不便	利用時間が合わない	利用料金が高い	施設があることを知らない	民間の施設を利用している	他の市町村や国、道の施設を利用している	その他	有効回答数
全体	214 76.7%	29 10.4%	13 4.7%	31 11.1%	6 2.2%	11 3.9%	3 1.1%	34 12.2%	22 7.9%	279 100.0%
40歳未満	48 84.2%	10 17.5%	2 3.5%	10 17.5%	2 3.5%	4 7.0%	1 1.8%	11 19.3%	1 1.8%	57 100.0%
40・50歳代	74 80.4%	8 8.7%	2 2.2%	12 13.0%	0 0.0%	4 4.3%	1 1.1%	12 13.0%	6 6.5%	92 100.0%
60歳以上	92 70.8%	11 8.5%	9 6.9%	9 6.9%	4 3.1%	3 2.3%	1 0.8%	11 8.5%	15 11.5%	130 100.0%

4 今後の公共施設のあり方について

(1) 今後の公共施設の数（量）について

今後の公共施設の数（量）については、多い順に、「人口や財政の規模、町民ニーズに見合った施設の数に減らしていくべき」が 45.9%、「必要性が低い施設や利用者が少ない施設は、積極的に減らしていくべき」が 24.6%、「今ある公共施設は全て必要なので、現状の数を維持していくべき」が 16.5%などとなっており、減らすべきとする意見が約7割を占めています。

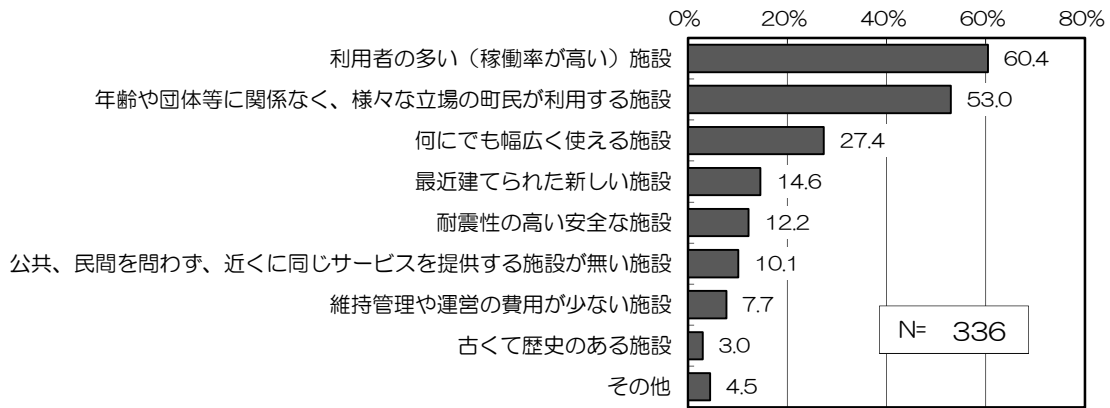


- 今ある公共施設では足りないので、積極的に増やしていくべき
- 今ある公共施設は全て必要なので、現状の数を維持していくべき
- 人口や財政の規模、町民ニーズに見合った施設の数に減らしていくべき
- 必要性が低い施設や利用者が少ない施設は、積極的に減らしていくべき
- わからない
- その他

	今ある公共施設では足りないので、積極的に増やしていくべき	今ある公共施設は全て必要なので、現状の数を維持していくべき	人口や財政の規模、町民ニーズに見合った施設の数に減らしていくべき	必要性が低い施設や利用者が少ない施設は、積極的に減らしていくべき	わからない	その他	合計
全体	6 1.8%	55 16.5%	153 45.9%	82 24.6%	20 6.0%	17 5.1%	333 100.0%
40歳未満	2 3.4%	13 22.0%	28 47.5%	11 18.6%	2 3.4%	3 5.1%	59 100.0%
40・50歳代	3 3.0%	13 12.9%	51 50.5%	24 23.8%	2 2.0%	8 7.9%	101 100.0%
60歳以上	1 0.6%	29 16.8%	74 42.8%	47 27.2%	16 9.2%	6 3.5%	173 100.0%

(2) 残していくべき公共施設

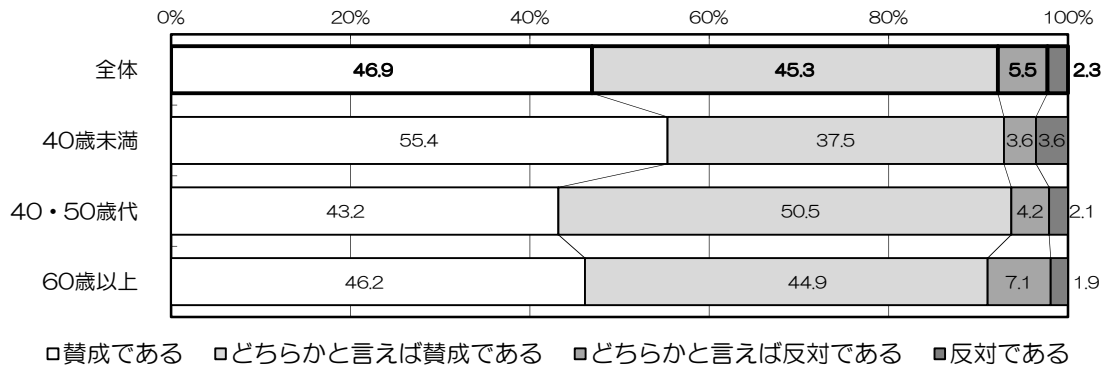
残していくべき公共施設（複数回答）は、多い順に、「利用者の多い（稼働率が高い）施設」が60.4%、「年齢や団体等に関係なく、様々な立場の町民が利用する施設」が53.0%、「何にでも幅広く使える施設」が27.4%などとなっています。



	利用者の多い（稼働率が高い）施設	維持管理や運営の費用が少ない施設	最近建てられた新しい施設	古くて歴史のある施設	年齢や団体等に関係なく、様々な立場の町民が利用する施設	公共、民間を問わず、近くに同じサービスを提供する施設が無い施設	何にでも幅広く使える施設	耐震性の高い安全な施設	その他	有効回答数
全体	203 60.4%	26 7.7%	49 14.6%	10 3.0%	178 53.0%	34 10.1%	92 27.4%	41 12.2%	15 4.5%	336 100.0%
40歳未満	46 76.7%	1 1.7%	7 11.7%	1 1.7%	28 46.7%	7 11.7%	14 23.3%	9 15.0%	4 6.7%	60 100.0%
40・50歳代	60 60.0%	7 7.0%	10 10.0%	3 3.0%	52 52.0%	14 14.0%	33 33.0%	5 5.0%	4 4.0%	100 100.0%
60歳以上	97 55.1%	18 10.2%	32 18.2%	6 3.4%	98 55.7%	13 7.4%	45 25.6%	27 15.3%	7 4.0%	176 100.0%

(3) 町の公共施設に関する取り組みについて

町の公共施設に関する取り組みについては、「賛成である」46.9%、「どちらかといえば賛成である」45.3%、「どちらかといえば反対である」5.5%、「反対である」2.3%となっており、ほぼ賛成を得られています。



	賛成である	どちらかとい えは賛成であ る	どちらかとい えは反対であ る	反対である	合計
全体	144 46.9%	139 45.3%	17 5.5%	7 2.3%	307 100.0%
40歳未満	31 55.4%	21 37.5%	2 3.6%	2 3.6%	56 100.0%
40・50歳代	41 43.2%	48 50.5%	4 4.2%	2 2.1%	95 100.0%
60歳以上	72 46.2%	70 44.9%	11 7.1%	3 1.9%	156 100.0%

4章 公共施設等における更新費用の推計

更新費用の推計にあたっては、総務省による更新費用試算ソフト（Excel2007 形式）を自治体 PFI/PPP 調査研究会における検討結果を踏まえて改修した「公共施設等更新費用試算ソフト(Ver.2.10)」を使用しました。

現在の建築系公共施設（ハコモノ）、道路、橋りょう、上下水道を保有し続けた場合の、今後 40 年間の更新にかかる費用をシミュレーションにより推計します。

1 建築系公共施設

更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定します。延床面積に更新（建替）単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

①シミュレーション条件

- ・ 今後新たな建設は行わない。
- ・ 建設後 60 年で更新（建替）を実施する。建替期間は 3 年とする。更新費は建設費と同額とする。単年度に負担が集中しないように建て替え時は費用を 3 年間に分割する
- ・ 建設後 30 年で大規模改修を実施する。修繕期間は 2 年とする。改修時の費用は 2 年間に分割する。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は無視する。
- ・ 大規模改修および更新（建替）単価は次のとおりとする。

表 大規模改修および建替単価 (単位：万円/m²)

大分類	大規模改修	更新（建替）
町民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
医療施設	25	40
行政系施設	25	40
公営住宅	17	28
公園	17	33
供給処理施設	20	36
その他	20	36

②更新費用の見通し

a. 年当たりの平均費用

次図は過去5年間の建築系公共施設全体に対する投資的経費の実績(2011~2015年度までの表示)と、今後40年間にかかると予想される更新費用の推計値(2016年度以降の表示)です。

今後40年間、現在あるすべての公共施設約11.8万㎡を保有し続けた場合にかかる更新費用は453.5億円となり、年平均では11.3億円となります。過去5年間の投資的経費の実績(既存更新分及び新規整備分)は年平均7.03億円(グラフ中の赤色水平線)ですが、これの約1.6倍に相当します。

b. ピーク

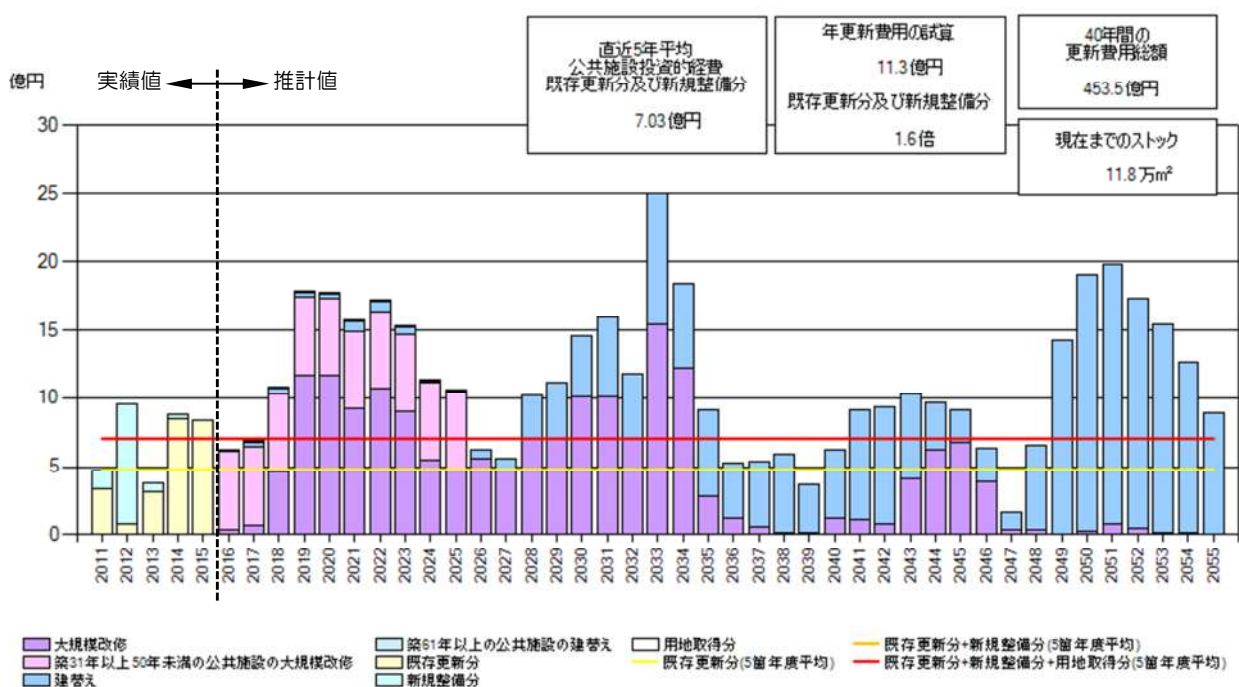
まず2020年度に大規模改修等によるピークがやってきます。2035年度以降は、比較的费用のかからない期間が続きますが、2049年度以降に再び費用が増加し2051年度に建替によるピークが訪れます。

c. 費用内訳

今後10年間に「築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修」にまとまった費用が必要になります*。また今後20年間に「大規模改修」にかかる費用も一定の割合を占めるようになります。約20年後以降から「建替え」に対する費用が多くを占めるようになります。

*大規模改修が実施されなければならない築後30年を、現時点ですでに経過している施設が存在します。改修はすぐに実施することになりますが、ここでは改修費用の総額を今後10年間に割り振っています。

図 建築系公共施設全体の更新費用



2 道路

道路整備面積を更新年数で割った面積を、1年間の舗装部分更新量と仮定し、これに更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

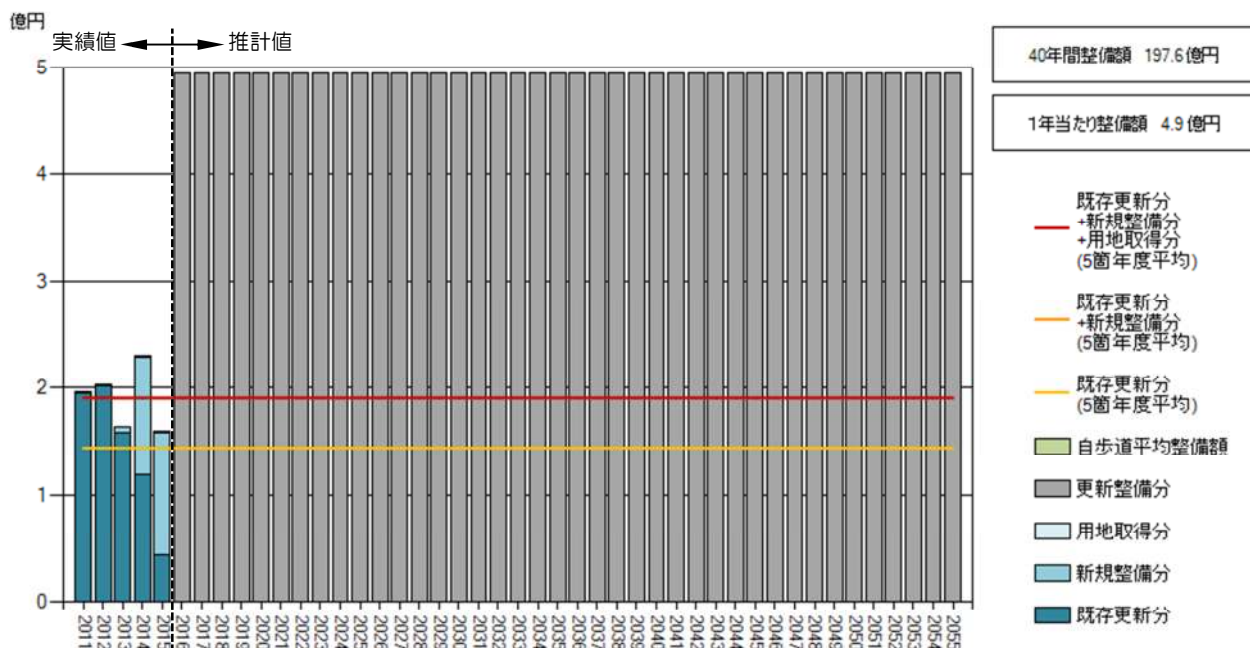
①シミュレーション条件

- ・今後新たな整備は行わない。
- ・舗装の耐用年数を15年とし、道路の全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定する。
- ・更新単価は、4,700円/㎡とする。

②更新費用の見通し

40年間にかかる費用総額は197.6億円で、年あたりでは4.9億円です。全道路面積の15分の1を毎年更新するため、毎年必要な費用は一定になります。過去5年間の投資的経費の実績は年平均1.9億円（グラフ中の赤色水平線）であるため、年当たりの必要経費はこれの約2.6倍に相当します。

図 道路の更新費用



3 橋りょう

橋りょう面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

①シミュレーション条件

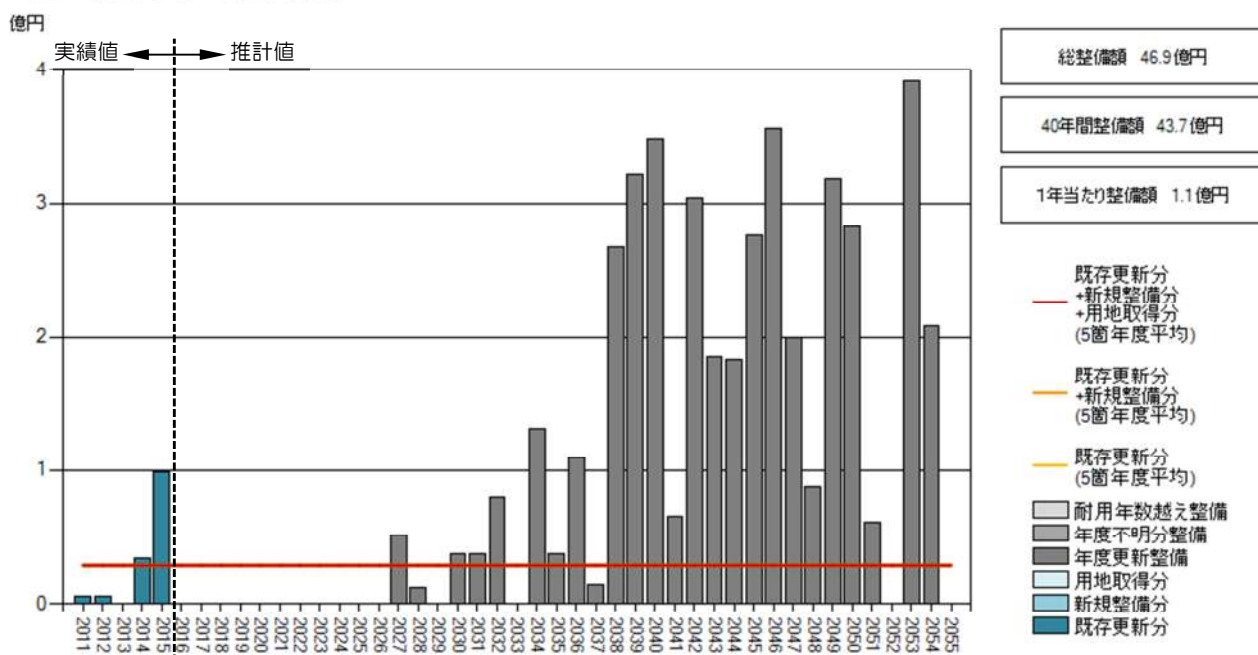
- ・今後新たな整備は行わない。
- ・整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定する。
- ・更新単価は次のとおりとする。

RC橋	: 425千円/m ²
PC橋	: 425千円/m ²
鋼橋	: 500千円/m ²
木橋その他	: 425千円/m ²

②更新費用の見通し

40年間にかかる費用総額は43.7億円で、年あたりでは1.1億円です。年度別に金額の差がありますが、2038年度からは3億円近くの費用が必要となる年度が多くなります。特に2053年度は、4億円近くの費用が必要となります。

図 橋りょうの更新費用



4 上水道

延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

①シミュレーション条件

- ・今後新たな整備は行わない。
- ・整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定する。
- ・更新単価は次のとおりとする。

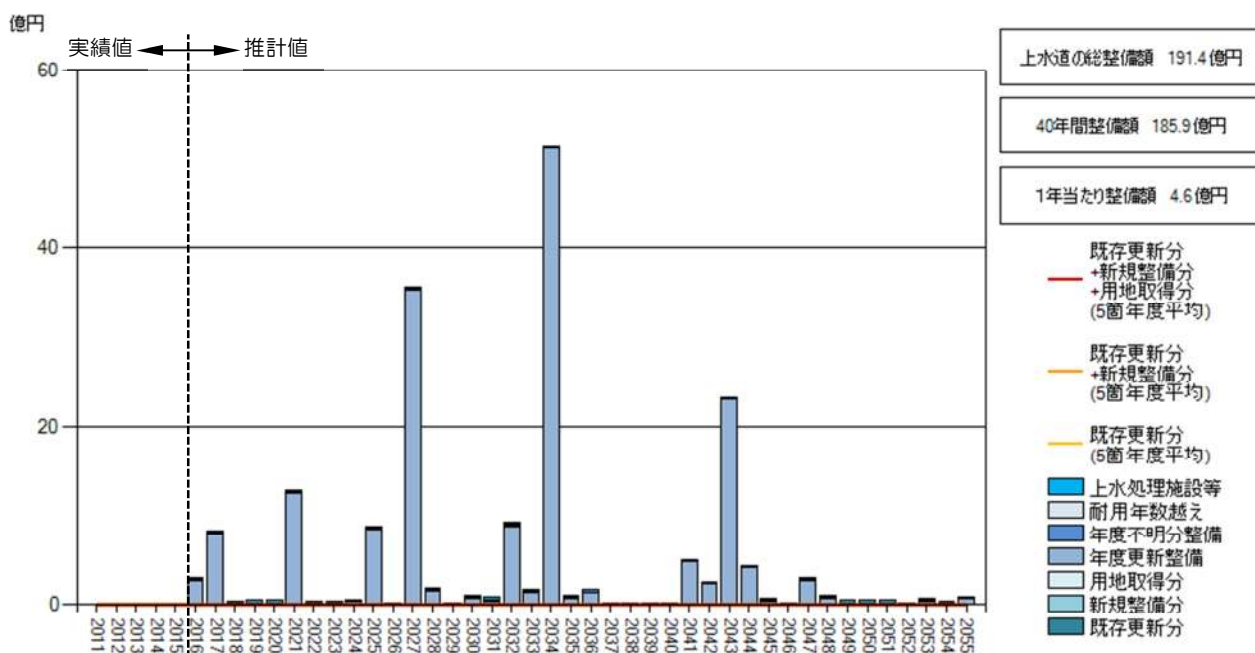
導水管	300 mm未満	100 千円/m
送水管	300 mm未満	100 千円/m
配水管	50 mm以下	97 千円/m
	75 mm以下	97 千円/m
	100 mm以下	97 千円/m
	125 mm以下	97 千円/m
	150 mm以下	97 千円/m
	200 mm以下	100 千円/m

②更新費用の見通し

40年間にかかる費用総額は185.9億円で、年当たりでは4.6億円です。

既に耐用年数を経過している管は1%未満ですが、これから耐用年数を経過する管が出てくるため、年度によっては年間整備額が20億円を超える年もあります。特に2034年度は50億円を超える費用が発生します。

図 上水道の更新費用



5 下水道

延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

①シミュレーション条件

- ・今後新たな整備は行わない。
- ・整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定する。
- ・管径別更新単価は次のとおりとする。

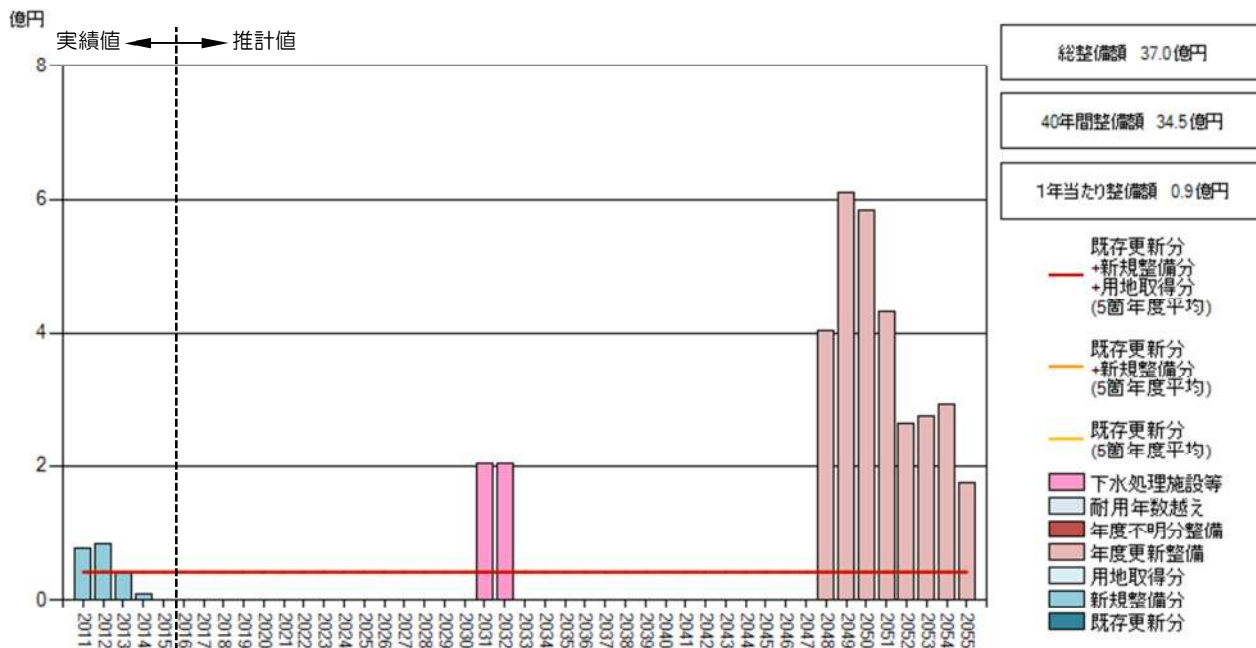
250 mm以下：	61 千円/m
251～500 mm：	116 千円/m
501～1000 mm：	295 千円/m
1001～2000 mm：	749 千円/m
2001～3000 mm：	1,690 千円/m
3001 mm以上：	2,347 千円/m

- ・下水道施設（建物）については、建築系公共施設の試算方法にならい加算する。

②更新費用の見通し

40年間にかかる費用総額は34.5億円で、年あたりでは0.9億円です。2048～2055年度に下水道管の更新費用が発生し、2049年度には、6億円以上の費用が必要となります。

図 下水道の更新費用



6 公共施設等全体のまとめ

各項目の更新費用の見通しをまとめると、40年間にかかる費用総額は915.2億円で、年当たりでは22.9億円です。過去5年間の投資的経費の実績（既存更新分及び新規整備分）は年平均9.7億円（グラフ中の赤色水平線）ですが、これの約2.4倍に相当します。

更新費用の推移をみると、2016～2020年度の5年間に費用が大きく膨らみ、その後30億円以内で増減している年度が多くなっています。また、2027年度と2034年度は上水道管の更新費用により費用総額が大きく膨らんでいます。

更新費用の項目別割合をみると、建築系公共施設が最も高く全体の約半分を占めています。

図 公共施設等全体の更新費用

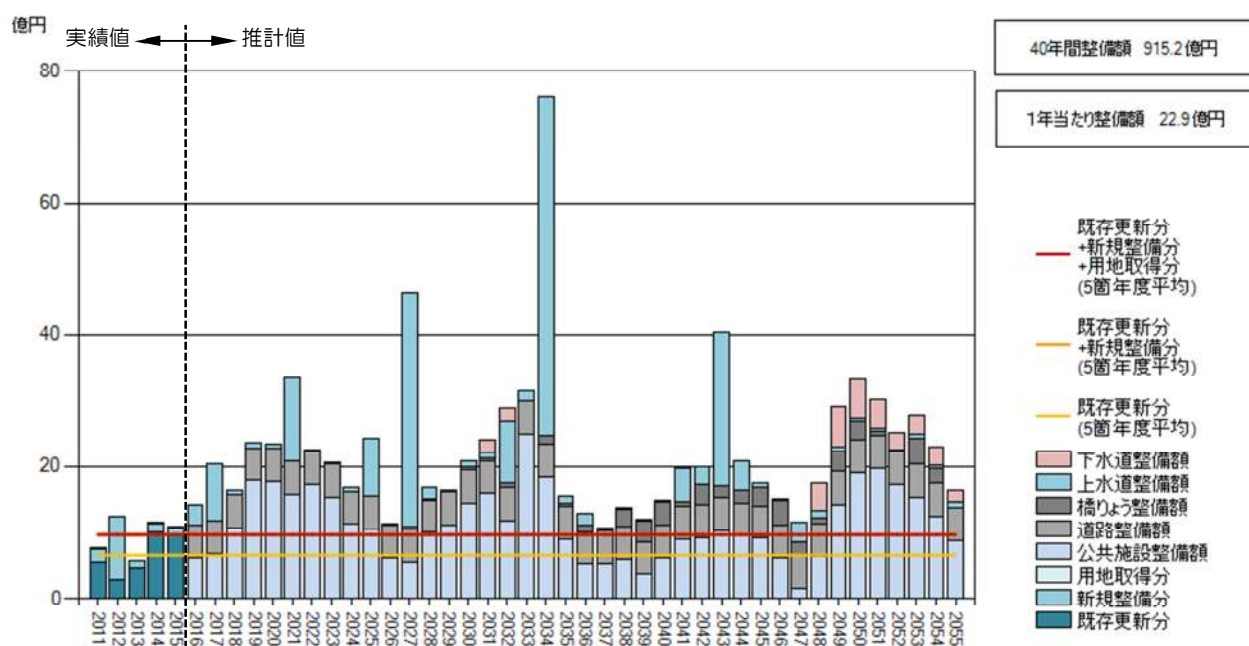
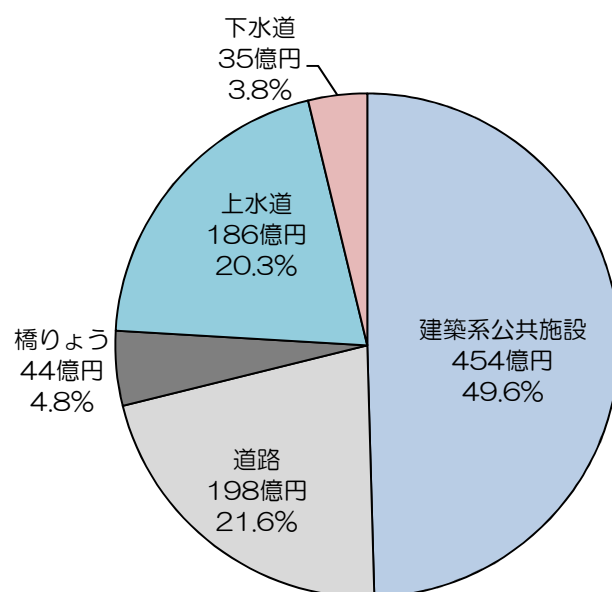


図 項目別40年間整備額構成比



5章 公共施設等を取り巻く課題の整理

(1) 財政状況から見た課題

平成 26 年度の普通会計を基に本町の歳入の状況をみると、町税（地方税）が約 4.6 億円で、地方交付税が約 31 億円となっています。町税をはじめとする自主財源は全体の 30.5% であるのに対し、地方交付税をはじめとする依存財源は 69.5% となっています。なかでも地方交付税が全体の 4 割以上を占めていますが、平成 24 年度のピークからは約 91% に減少しています。

当町の財政状況は、人口減少により町税など自主財源の伸びが期待できなくなってきます。そのため、現段階から財源の確保は当然のことながら、適正な予算規模での行政運営が必要となり、公共施設についても当町を取り巻く社会経済情勢に対応した、適正規模で効果的かつ効率的に維持管理することが必要です。

(2) 将来人口の見通し

本町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成 27 年の 4,054 人から、平成 52 年には約 63% 減の 1,506 人とされています。

豊富町人口ビジョンにおいては、総合戦略における施策効果を期待し、人口減少のペースを落とす目標を掲げていますが、それでも平成 52 年には 49% 減と見込んでいます。

こうした将来の人口減に対応し、公共施設総量の適切な調整を検討する必要があります。

(3) 公共施設等の現況と更新費用の見通し

本町は、建築系公共施設 128 施設、337 棟、120,439 m²のほか、道路・橋りょう・下水道等のインフラ系公共施設を保有しています。

今後 40 年間、現在あるすべての公共施設等を保有し続けた場合にかかる更新費用の総額は 915.2 億円、年平均では 22.9 億円となり近年の投資的経費実績額の約 2.4 倍に相当します。

更新費用の項目別割合をみると、建築系公共施設が約半分を占めており、現在の公共施設を全て更新していくことは困難であるといえ、保有施設総量の削減を図ることが必要です。

インフラ系施設についても、道路は一定の経費が将来的に必要となるうえ、上水道は既に耐用年数を経過している管が半数を占めるなど、今後は多くの費用が必要となります。町のまちづくりの方針に併せてインフラ系施設の計画的な管理を進める必要があります。

更新費用の推移をみると、今後 40 年間で断続的に大きく膨らむ時期があるなど年度によってバラつきがみられるため、特定の期間に多くの費用がかかることを防ぐための費用の平準化が必要です。

6章 公共施設等マネジメントの理念と目的

1 計画の管理方針

本計画では、公共施設等マネジメントの理念と目的を以下に定めます。

これは、将来のまちづくりの第一歩として公共施設のあり方を決めるに当たり、町と住民がお互いに歩み寄り、ともにふさわしい公共施設のあり方を考えることを目指しています。

【理 念】

豊富町の公共施設等全体を貴重な資産と捉え、住民と問題意識を共有し、協働で公共施設等の将来の方向性の確立に向けて取り組みます。

【目 標】

効率的な維持管理等の実施による公共施設等の長寿命化や、効果的な公共施設の利活用促進や統廃合を進めることによる施設保有量の最適化などを計画的に進めることによって、将来の財政負担を軽減することを目的とし、住民サービスの水準と健全な行財政運営との均衡を図り、安全で安心な公共施設等の構築を進めます。

上述の理念により、新しいまちづくりの第1歩と捉えて本計画を実行に移していくためには、以下の3点が、公共施設等マネジメントの推進力となります。

- ①行政の努力 : 公共施設等の統廃合を含む施策推進により公共施設等に係る経費の削減と平準化
- ②住民との協働 : 受益者負担の見直し等、住民との協働を得ること
- ③民間活力の活用 : 可能な限り公共施設管理の民間委託の検討を行うこと

これらの理念・目的に基づき、施設の管理方針を以下に定めます。

2 計画の推進体制

総合管理計画の策定に当たり、建設課は、施設の各部門を横断的に管理し、施設総体を把握し、一元的に管理する役割を担います。建設課は、横断的な組織として各課の調整機能を発揮し、公共施設等マネジメントの推進について計画の方針の改定や目標の見直しを行っていきます。

以下に建設課の役割を挙げます。

- ①公共施設等に関して各課全てを横断する位置づけの組織とする。例えば、各課に対し、公共施設等の情報収集や調整等の権限を持つ。
- ②公共施設等に関して主要業務を一元的に遂行できる機能を持つ。
- ③公共施設等に関して財政係と密接に連携する。

また、建設課は次の項目を実施していきます。

- ①財政との連携　：マネジメントの基盤となる財政に関し、財政係と連携を密にします。
- ②住民との協働　：住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。
- ③職員の意識改革：職員一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み住民サービスの向上のために創意工夫を実践します。

3 情報管理

情報管理に関して、今後、以下の取組を検討します。

- ①組織内の各部門に散在する関連データをそれぞれの部門から収集し、一元化して情報管理するための情報管理体制を構築します。
- ②情報を管理し、データベース化し、利活用するための運用管理体制を構築します。
- ③施設の管理・運営を円滑に進めるために、情報を整理して標準マニュアルを策定します。

4 公共施設等のコスト、数量に関する数値目標

現状のまま全ての施設を大規模改修・建替していくと、費用不足が発生します。対策として、つぎの2点が求められます。

- ・特定の期間に多くの費用がかかることを防ぐための、費用の平準化
- ・大規模改修・建替費用を下げるための、保有施設総量の削減

ここでは、近年の投資的経費実績の水準で、保有する施設量をどれくらい削減すれば、費用不足がどれくらい軽減されるかをシミュレーションします。

(1) シミュレーションの考え方

- ・平成 23～27 年度における本町の公共施設等に関する投資的経費の年平均額 7.0 億円を、将来にわたり毎年度確保できるものと仮定します。
- ・大規模改修・建替単価は 38.5 万円/m²* (すべて町債を発行し、金利 2%、25 年元利均等返済を想定) とし、ここから大規模改修・建替費用の総額を求めます。これと上記 7.0 億円の差から、費用の「不足額」を求めます。

※40 年間の大規模改修・建替費用総額 453.5 億円を総施設面積 11.8 万m²で除したものの。

- ・施設の管理運営単価は 5,000 円/m²とし、ここから管理運営費の総額を求めます。
- ・公共施設の保有面積を削減すると
 - 大規模改修・建替費用が削減され、「不足額」は小さくなります。
 - 施設の管理運営費が削減され、削減分を大規模改修・建替費用に充当することができます。これを「充当額」とします。
- ・10、20、30、40 年後の各時点において、「不足額」「充当額」が均衡する保有面積削減量を求めます。

表 10、20、30、40 年後の各時点で大規模改修を迎えている施設 (単位：m²)

	現在の延床面積	10 年後 (H38)	20 年後 (H48)	30 年後 (H58)	40 年後 (H68)
行政系施設	6,169	5,644	6,109	6,169	6,169
学校教育系施設	18,496	8,067	14,197	18,496	18,496
公営住宅	28,747	9,757	27,361	28,747	28,747
町民文化系施設	8,514	5,873	5,873	8,514	8,514
社会教育系施設	982	982	982	982	982
スポーツ・レクリエーション系施設	14,159	12,547	13,116	14,159	14,159
医療施設	3,395	3,395	3,395	3,395	3,395
保健・福祉施設	9,661	3,573	9,661	9,661	9,661
子育て支援施設	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152
産業系施設	16,259	7,088	14,038	16,259	16,259
その他	10,140	8,840	10,050	10,140	10,140
合計	117,674	66,916	105,933	117,674	117,674

※上水道施設、下水道施設を除く

表 10、20、30、40 年後の各時点で建替時期を迎えている施設

(単位：㎡)

	現在の延床面積	10 年後 (H38)	20 年後 (H48)	30 年後 (H58)	40 年後 (H68)
行政系施設	6,169	84	4,130	4,472	5,644
学校教育系施設	18,496	325	4,839	4,839	8,067
公営住宅	28,747	1,103	1,324	1,324	9,757
町民文化系施設	8,514	0	448	3,370	5,873
社会教育系施設	982	0	379	427	982
スポーツ・レクリエーション系施設	14,159	384	2,439	4,426	12,547
医療施設	3,395	0	0	406	3,395
保健・福祉施設	9,661	0	580	2,130	3,573
子育て支援施設	1,152	0	0	1,152	1,152
産業系施設	16,259	1,288	2,135	3,687	7,088
その他	10,140	219	2,193	4,146	8,840
合計	117,674	3,402	18,465	30,379	66,916

※上水道施設、下水道施設を除く

(2) シミュレーション結果

実線は今後 10 年間 (~2026 (H38))、20 年間 (~2036 (H48))、30 年間 (~2046 (H58)) における、削減された施設面積に応じた「不足額」です。点線はそれぞれの期間における施設面積の削減により生じた管理運営費の削減分 (=「充当額」) です。この実線と点線の交点が、「不足額」「充当額」の均衡点であり、その横軸の値がその期間までにおける適切な施設面積と考えることができます。

結果として、2026 年 (H38) までの保有面積は現在の 97% (3%削減)、2036 年 (H48) までは 75% (25%削減)、2046 (H58) まで 74% (26%削減)、2056 (H68) までは 80% (20%削減) となりました。上記を踏まえ、計画期間の施設保有面積の削減量の目標を以下のように設定します。

施設保有面積の削減目標 (案)

平成 58 年 (40 年後) までに施設保有面積の 25% を削減

表 施設延床面積の削減

	~2026 (H38)	~2036 (H48)	~2046 (H58)	~2056 (H68)
保有面積割合 (現在比)	97%	75%	74%	80%
削減割合 (現在比)	3%	25%	26%	20%

図 施設延床面積の削減と不足額・充当額

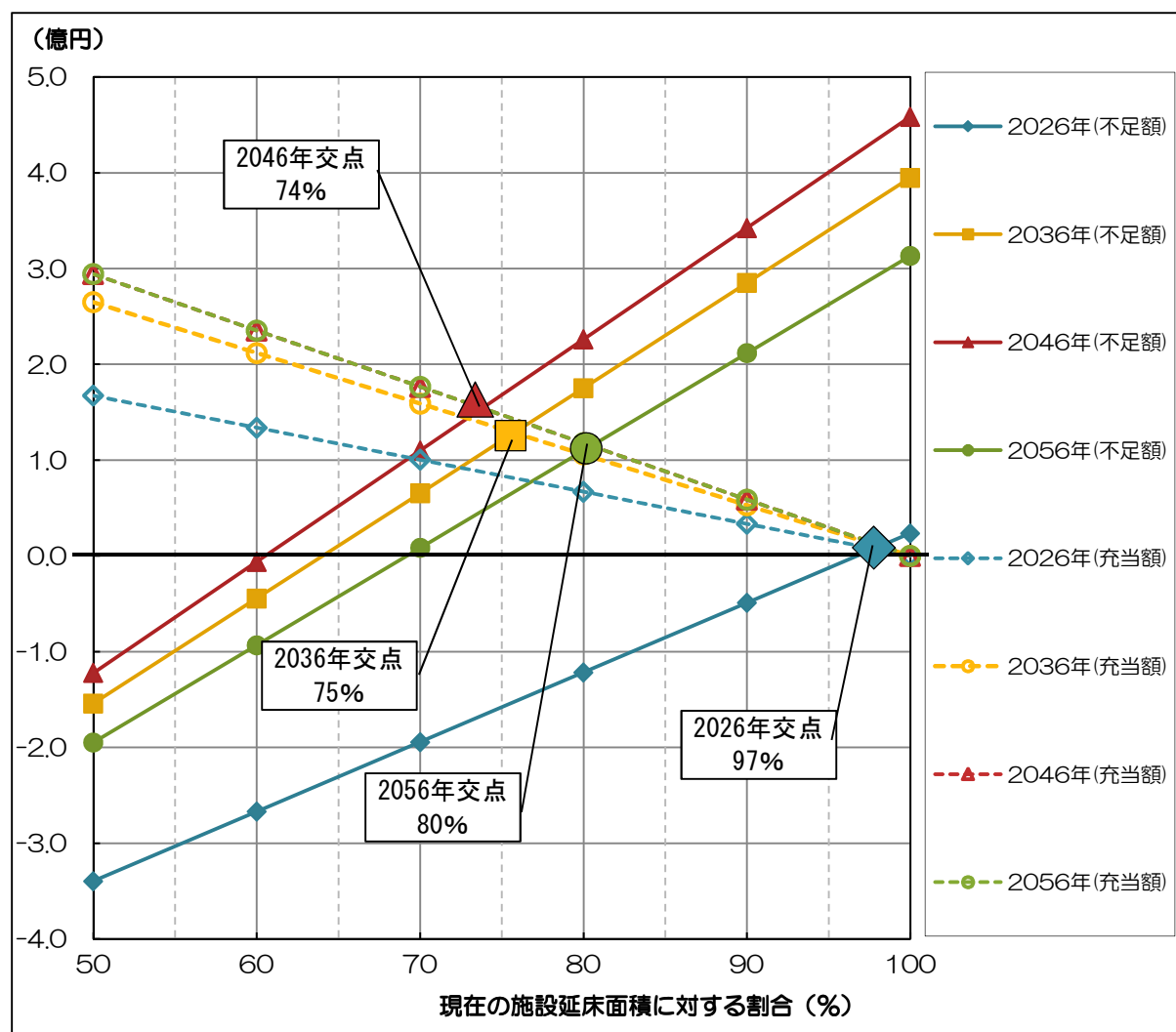


表 施設延床面積の削減と不足額 (億円)

現在面積に対する割合	大規模改修・建替費用				不足額 (A-7.0 億円)			
	10年	20年	30年	40年	10年	20年	30年	40年
100%	7.3	11.0	11.6	10.2	0.2	3.9	4.6	3.1
90%	6.5	9.9	10.5	9.1	-0.5	2.9	3.4	2.1
80%	5.8	8.8	9.3	8.1	-1.2	1.8	2.3	1.1
70%	5.1	7.7	8.1	7.1	-1.9	0.7	1.1	0.1
60%	4.4	6.6	7.0	6.1	-2.7	-0.4	-0.1	-0.9
50%	3.6	5.5	5.8	5.1	-3.4	-1.5	-1.2	-1.9

表 施設延床面積の削減と充当額 (億円)

現在面積に対する割合	充当額 (維持管理費削減額)			
	10年	20年	30年	40年
100%	0.0	0.0	0.0	0.0
90%	0.3	0.5	0.6	0.6
80%	0.7	1.1	1.2	1.2
70%	1.0	1.6	1.8	1.8
60%	1.3	2.1	2.4	2.4
50%	1.7	2.6	2.9	2.9

7章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理に際しては、以下の3つを基本的な方針として、基本的な考え方を示します。

- ・人口減少を見据えた整備更新
- ・住民ニーズへの適切な対応
- ・民間活力の積極的な導入

1 人口減少を見据えた整備更新

本町の人口は、引き続き減少が見込まれています。新規施設の整備は最小限に抑制し、既存の公共施設を貴重な財産ととらえ、適切な維持管理によって、できる限り長期間使用します。

(1) 人口動態などに基づいた全体面積・施設規模のコントロール

公共施設の整備・更新時期を迎えることによって、多額の更新費が見込まれます。また、公共施設を適切に維持管理・運営するためには、様々な費用が必要です。公共施設全体の延床面積を、本町の人口や人口構成の変化、費やせる財源などに沿って適切に調整します。この場合、本町における面積標準があれば、ひとつの判断基準になります。政策的には新設が必要な場合であっても、面積標準を参考に、全体の延床面積を一定の範囲内でコントロールしながら、費用対効果を十分に検証して整備することが重要です。

また、利用されていない施設の部分を撤去して、耐震性能などの空間の価値を高めながら、規模の適正化を図る「減築」といった手法も検討します。

不要と判断された施設は解体等により延床面積を縮減し、維持更新費の削減を行うとともに、削減された費用は他の設備の維持更新費に回すことにより、財源の負担を軽くすることを検討します。

(2) 既存公共施設の長期使用と予防保全・機能改善

新耐震基準で整備された公共施設や耐震補強工事を行った公共施設は、定期的に修繕工事を実施することで長寿命化を図り、将来にわたり有効活用します。特に、有料で貸し出す公共施設を中心に、不具合発生の都度修理を行う「事後保全」から、事故が起こる前に計画的に実施する「予防保全」への転換を目指すことで、既存公共施設を良好な状態に保つことが大切です。

また、スロープや手すりなどのバリアフリー対応、太陽光発電設備などの環境対応、省エネ対策などで時代の要求に即した改修工事の実施に努めます。

(3) 民間への整備費補助と不要施設の売却

近年、公共的な役割を担う主体は多様化しています。行政が直接整備するよりも効果が見込める場合などには、民間や自治会、社会福祉法人、NPO 法人などに施設整備費を補助し、公共サービスを提供してもらう方法も考えられます。

また、廃止した公共施設や不要と判断された施設を積極的に売却し、売却資金を次の整備費用や改修費用の一部として活用したり、基金として積み立てたりすることで、公共施設を通じて資金が循環するシステムの構築を図ります。

2 住民ニーズへの適切な対応

公共施設等は本来、住民の方々に公共サービスを提供するためのツールであり、適切に利用されて初めてその効果を発揮します。社会経済状況や時間の経過によって変化する住民ニーズを的確にとらえ、最大限に有効利用されることを目指します。

(1) 用途転用又は複合化による既存公共施設の有効活用

建物は、長期間の使用を前提に整備されますが、その間に公共施設に期待する住民ニーズが変化する場合があります。この場合、建物を支える耐久性の高い構造躯体を活用しつつ、内装のみを改修する「用途(機能)転用」や一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、住民ニーズの変化に適切に対応し、既存公共施設の有効利用に努めます。

(2) 公平性に基づく受益者負担の適正化

公共施設の維持管理などに要する経費(コスト)は、本町の税などの一般財源と施設利用者による受益の対価(使用料等)から賄われています。公共施設の使用料などは、公共施設を利用する人としらない人との公平性に考慮して施設利用者には公平で適正な負担を求めることが重要です。また、社会経済環境の変化や利用実態に合わせて、使用料などを適切に設定します。

3 民間活力の積極的な導入

簡素で効率的な町政運営のため、着実な行財政改革が重要ですが、一方で、町の職員や財源などの行政資源には限界があります。公共施設の維持管理・運営や新規整備や修繕工事における資金調達について、多様な主体との協働を図ります。

(1) 住民、民間企業、社会福祉法人、NPO 法人などの民間活力の導入

最近では、指定管理者制度、PFI、包括的民間委託など、これまで行政が担っていた役割を民間などが担う仕組みが整えられてきました。また地方自治法の改正により、これまで認められていなかった行政財産も、一定の条件の下で貸付けができるようになりました。

公共施設の維持管理・運営に、こうした民間活力を積極的に取り入れ、新規整備や修繕工事への民間資金の活用を積極的に進めることを検討します。公共施設の機能や役割に応じて、民間企業、社会福祉法人、NPO 法人、自治会、ボランティアなど、多様な主体の利点を活かし、協働で推進します。

(2) 公共施設を核としたコミュニティの醸成

協働の基本的な理念は、地域で必要とされる公共サービスを多様な主体が役割と責任に応じて担い、対等のパートナーとして連携し、地域にふさわしいまちづくりに取り組むことです。公共施設は、この住民協働型のまちづくりにおけるコミュニティの核となり得るものです。したがって、人口減少によって将来的に公共施設全体の延床面積を縮減させる場合でも、まちづくりや防災、地域の拠点など、コミュニティにおいて公共施設が担っている多様な役割に十分留意します。

(3) 住民参加による合意形成

公共施設全体の延床面積縮減に伴う施設の統合や廃止に当たっては、住民の理解と合意形成が重要です。住民にとっては総論賛成でも、自分が利用している施設の統廃合には難色を示すことが少なくありません。十分な話し合いと時間をかけての合意形成を進めていきます。

8章 公共施設等の管理に関する実施方針

公共施設等の管理に際しては、実施方針として6項目を設定し取り組みます。

- ・点検・診断等の実施方針
- ・維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ・安全確保の実施方針
- ・耐震化の実施方針
- ・長寿命化の実施方針
- ・統合や廃止の推進方針

1 点検・診断等の実施方針

- ・施設は、日常点検と定期点検・臨時点検を実施し、点検履歴の記録は老朽化対策等に活かします。
- ・診断等では、施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を必須項目として実施します。施設の長寿命化を図るために快適性、環境負荷性、社会性等についても評価を実施します。

(1) 点検・保守・整備

建物は、数多くの部品、部材や設備機器などから構成されます。部材、設備は使い方や環境および経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させます。日常管理は、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって建物の劣化及び機能低下を防ぎます。建物をいつまでも機能的に、美しく使っていくために、総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などを行います。

点検には、日常点検の他に、定期点検や臨時点検などがあり、みずから実施する場合と、専門家に依頼する場合があります。委託契約により実施している場合は、保守・点検・整備が契約どおりに実施されているかどうか、委託先から確実に報告を受け、実態を把握します。

保守・点検・整備は、その履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かしていきます。

(2) 施設の診断

公共施設等の施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性および適法性について簡易な診断を実施することを検討します。また、施設の長寿命化を図るために、快適性、環境負荷性、社会性などの項目についても評価を検討します。

診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことを検討します。診断記録は集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・維持管理および修繕を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。
- ・アクションプランに基づく、長期修繕計画、中期修繕・改修計画を策定し、施設の適法性の管理、インフィル（内装・設備等）の計画的保全、および施設の統廃合推進方針と整合を図ります。

（１）維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。たとえば機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修については、公共団体と管理会社が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高め、また建物の劣化を防止として重要です。

廃棄物処理は、事業系の一般廃棄物について軽減施策を立案し実践します。

維持管理および修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減することを目指します。

（２）更新・改修の実施方針

不具合が発生したそのつど対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し計画的な保全を実施していくことが重要です。

また施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要です。

表 適法性の主な管理項目

適法性管理	関連法規適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保険法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
定期検査の履行	定期検査の履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査、
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を長期にわたって有効に活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要です。そのためインフィルを適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠です。総合管理計画、アクションプランの中の具体的な計画となる長期修繕計画の策定、それまでの間に定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開が重要です。

更新の際には、安全性、法規適合性、構造性能、ランニングコストの低減等更新の理由を明確にするとともに、更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化について検討を行います。従って更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針と整合性を図る必要があります。

3 安全確保の実施方針

- ・重要な評価項目で危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。
- ・施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合があります。

公共施設における安全確保は、利用者の安全、資産や情報の保全が目的です。万一の事故・事件・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧する体制を平時から整えることは、施設管理者にとって最も重要な点です。

敷地安全性、建物安全性、火災安全性等の危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合があります。

表 (参考) 施設の安全確保に係る項目

評価項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層・有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無
			危険物の種類	・消防法危険物(1類・2類・3類)・有・無
			保安距離	・危険物から50m以内、200m以内
	建物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
			常時床荷重	・許容積載荷重・超過
		耐震安全性	建設年	・1981年6月以前
			耐震診断	・ Is 値 >0.6 / $0.6 > Is$ 値 >0.3 / $0.3 > Is$ 値
			耐震補強	・要・不要
			耐震等級	・等級
		免震、制震	・有・無	
耐風安全性	耐風等級	・等級		
対水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度		

評価項目			内容		
大項目	中項目	小項目			
安全性 (つづき)	火災 安全性	対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度	
		耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能	
			避難安全性	避難路確保	・避難路確保
	消火安全性		消火活動・経路確保	・非常用侵入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保	
	生活環境 安全性	空気質安全性	空気質測定		・有 ・無 ・飛散性・非飛散性のPM ₁₀ 排除状況
			空気質安全性の確保		・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スズ放散速度
		水質安全性	水質検査		・有 ・無
			水質安全性の確保		・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害・ 損傷防止性	転倒・転落防止性		・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性		・落下物防止に対する安全要件の満足度
			危険物の危険防止性		・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		有害物質排除性	アスベスト排除		・飛散性・非飛散性のPM ₁₀ 排除状況(年代・部位)
			PCB 排除		・トランス・蛍光灯・シーリング から PCB 排除状況(年代・部位)
			フロン・ハロン対策		・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
			CCA対策		・木造土台のCCA・有無
		公害防止性	日照・通風障害防止性		・日照・通風障害防止要件の満足度
			風害防止性		・風害防止要件の満足度
			電波障害性防止性		・電波障害性防止要件の満足度
	騒音・振動・悪臭防止性			・音・振動・悪臭防止要件の満足度	
	障害防止性			・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度	
	外構の維持保全			・外構の維持保全要件の満足度	
	耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
				耐用年数(償却)	・法的耐用年数
耐久性			構造材耐久性	・構造耐用年数(60年)と築年の差	
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数(40年)と改修年の差	
		付属設備耐久性	・設備耐用年数(20年)と改修年の差		
不具合 現況		構造不具合	基礎・躯体		・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台		・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など		・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上 不具合	屋根		・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁		・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス		・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上 不具合	天井		・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無
			内壁		・割れ、剥がれ、変色・有・無
			床		・割れ、剥がれ、変色・有・無
		付帯設備 不具合	煙突、屋外階段		・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他		・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備 不具合	電気設備機器本体		・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
	給排水衛生設備機器本体			・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	
空調換気設備機器本体			・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況		
搬送設備機器本体			・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況		
		その他設備機器本体		・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	

出典：FM 評価手法・JFMES13 マニュアル（試行版）

4 耐震化の実施方針

・昭和 56 年以前の新耐震設計基準に満たない公共施設については、公共施設・災害時避難所・集会施設等の優先順位付けを行い、順次計画的に補強改修、若しくは建て替えを実施します。

豊富町耐震改修促進計画（計画期間：平成 22～27 年度）では、公共施設の耐震化に係る取組み方針として以下を示しており、本計画においても同様の方針で推進します。

○町有建築物（不特定多数の者が利用する町有施設）の目標

豊富町が所有・運営する特定建築物（不特定多数の者が利用する町有施設）については、その 70%が、昭和 56 年以前に竣工した建築物になっています。

一方、これらの建築物は災害時における避難場所や応急活動の拠点として利用されることになっており、耐震性の確保が極めて重要です。

このため、耐震診断を早期に実施し、耐震性が確保されていない建築物については計画的な耐震化に取り組むこととします。

○公的住宅の目標

町営住宅に関しては、新耐震基準施行以降に竣工した建築物、もしくは新耐震基準施行以前に竣工した場合でも耐震性が確保されている建築物となっています。

町営教職員住宅（教員・職員・病院等）に関しては、その 50%が、昭和 56 年以前に竣工した建築物になっています。

このため、町営教職員住宅を中心に、耐震性が確保されていない建築物については耐震化に取り組むこととします。

資料：豊富町耐震改修促進計画

5 長寿命化の実施方針

- 総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。個別に長寿命化計画等が策定されている場合はそれに準拠します。
- 建替周期は大規模改修を経て60年とし、更に使用が可能であれば長寿命化改修を行って80年まで長期使用します。

(1) 総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

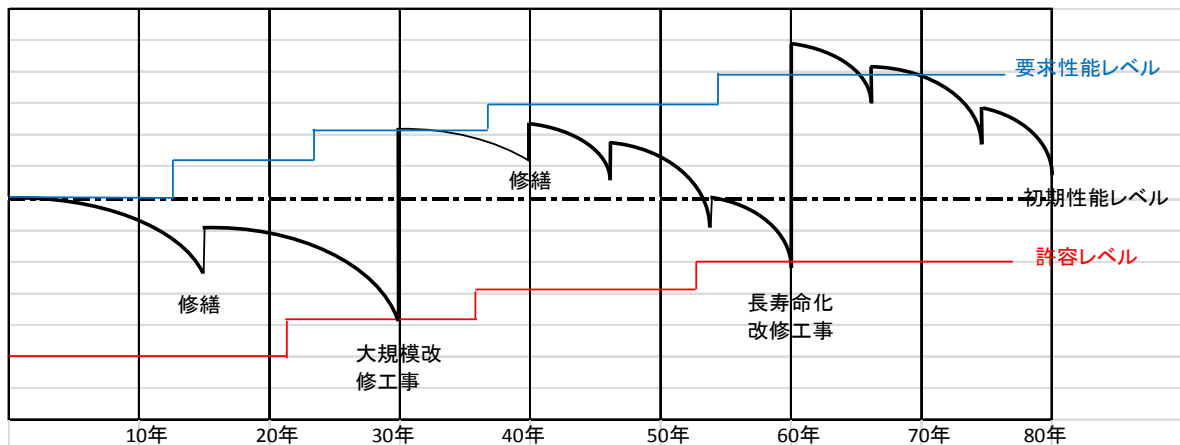
現在ある公共施設等の健康状態を把握するための施設診断が必要で、診断によって、所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行い、そこから計画的な保全を行っていきます。

(2) 計画的な保全、長寿命化計画

施設の築年数や求められる性能のレベルに合わせて、的確な改修・修繕を行います。

本町の公共施設では、建替周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って80年まで長期使用しコストを削減することも検討します。

図 長寿命化における経過年数と機能・性能イメージ



建設から30年まで：小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能が初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つ

建設から30年経過：よる修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要。

※要求性能レベルは通常時間経過により上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれる。

6 統合や廃止の推進方針

- ・ 7つの評価項目において診断し、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。
- ・ 住民サービスの水準低下を最小限にするため、種々の施策についてその可能性を検討します。

危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見出します。公共施設等コンパクト化は、以下の7つの評価項目において診断し、老朽化した施設の改修撤去計画を策定します。

- ① 施設の安全性
- ② 機能性
- ③ 耐久性
- ④ 施設効率性
- ⑤ 地域における施設の充足率
- ⑥ 施設利用率
- ⑦ 費用対効果

上記の品質・性能によって施設を診断・評価し、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4段階に分類します。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。次表に、診断結果による取組の方向性の例を示します。

表 診断結果と取組の方向性の例

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	・ 長期修繕計画の策定	・ 効果的かつ効率的な運用を検討
	・ 計画保全の考えに基づく計画的な維持修繕を実施	・ それに伴う改善策を検討
改善使用	・ 長期修繕計画の策定	・ 利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・ 利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・ 運用の合理化を検討
	・ 計画保全の考えに基づく計画的な維持修繕を実施 ・ 建替更新時の規模縮小の検討 ・ 多用途の複合化など、施設の有効活用の検討 ・ PPP/PFIの活用等による用途変更	
用途廃止	・ 空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討	・ 用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討
施設廃止	・ 施設廃止後は、建物解体	・ 類似施設への統合を検討 ・ 他施設との複合化を検討 ・ 用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討
	・ 施設廃止に伴う跡地は原則売却	

公共施設等統合や廃止では、住民サービスの水準低下が懸念されます。それを最小限にするために、公共施設コンパクト化の施策について住民合意の可能性を検討します。

9章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

1 建築系公共施設（ハコモノ）の管理に関する基本的な方針

（1）行政系施設

役場や消防庁舎等については、適切な修繕・改修による維持管理を行い、施設の長寿命化による中長期的な活用を図ります。

そのほかの施設については、適切な維持管理を図るとともに、必要な修繕を行います。

【該当施設】

豊富町役場、豊富町消防庁舎、兜沼消防分団詰所、稚内地区消防事務組合豊富支署、温泉分団詰所、兜沼除雪ステーション兼管理室、豊富町除雪センター（車輛センター） 等

（2）学校教育系施設・子育て支援系施設

学校教育系施設については、建物の老朽化や将来の児童・生徒数の推移や地域の実情を踏まえ、機能の充実を図るとともに、計画的な修繕を進め施設の長寿命化を図ります。その他学校教育施設や子育て支援系施設については適正な維持管理を図るとともに、必要な修繕を行います。

【該当施設】

学校教育系施設：豊富小学校、兜沼小中学校、庄内小中学校、稚咲内小学校、豊富中学校、豊富中学校、豊富町学校給食センター

子育て支援系施設：豊富保育園、保健センター（定住支援センター内） 等

（3）公営住宅

公営住宅については「豊富町公営住宅等長寿命化計画」を基本として、将来動向に沿った建替え、長寿命化、用途廃止等の適切な維持管理に努めます。

【該当施設】

公営住宅

(4) 町民文化系施設・社会教育系施設・産業系施設

町民センターや農業集落センター、集会所は避難所として指定されている施設もあるため、適切な修繕・改修をしながら施設の長寿命化による維持管理を図ります。

劣化が進んでいる施設については早期の改修を検討し、対応するとともに、他の施設についても改修等適切に維持管理を行います。

【該当施設】

町民文化系施設：豊富町民センター、兜沼農村環境改善センター、目梨別地区多世帯交流広場、担い手会館、東豊富地区農業集落センター（温泉会館）、稚咲内生活館、豊徳生活館、ふれあいセンター、豊富町母と子の家、豊富町定住支援センター

社会教育系施設：自然観察館、豊富町資料室（旧給食センター）、旧兜沼郵便局舎（郷土資料館分）

産業系施設：ウタリ地区近代化施設、水産物荷捌施設、産業センター、簡易作業施設、冷蔵施設、振興公社、阿沙流牧場阿沙流公共草地機械格納庫、水産物処理加工近代化施設、稚咲内共同作業所、大規模草地 等

(5) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設については、住民が安全で楽しくスポーツに親しむことが出来るよう効果的な管理運営に努めるとともに、計画的な施設の改修、修繕を進めていきます。

レクリエーション・観光施設については、利用者が施設を快適に利用できるよう、施設の安全点検と適切な維持管理を行うとともに、必要な修繕を行います。

【該当施設】

豊富町スポーツセンター、豊富町格技場、豊富町町民プール、多目的運動場、豊富町営野球場、サロベツカントリークラブ、湯の花荘、温泉保養宿泊所（湯快宿）、ヒルズハウス・ウエルカム、共同給食施設、セミナーハウス（宿泊研修所・豊富中学校宿泊施設）、温泉地区屋内広場（ゲートボール場）、豊富町観光情報センター、兜沼公園、兜沼オートキャンプ場、温泉公園、温泉スキー場、徳満展望台さわやかトイレ、芦川さわやかトイレ、農村公園温泉便所兼用具庫、自然公園、サロベツ少年自然の家、美しい村づくり管理施設、豊富町共同福祉施設（地域型） 等

(6) 保健・福祉系施設

利用者が施設を快適に利用できるように「第4期豊富町障がい福祉計画」などの関連計画と整合を図りながら適切な維持管理に努めるとともに、施設の機能維持に必要な修繕等を行います。

【該当施設】

豊富町サービスセンター（在宅老人）、老人福祉センター、温心園、温泉小学校（グループホーム）、豊富町福祉センター 等

(7) 医療施設

老朽化に伴う病院施設（国民健康保険病院・診療所等）の設備更新や医療機械の計画的な更新を図りながら、地域医療の推進に努めます。

【該当施設】

豊富町国民健康保険病院、兎沼診療所

(8) その他

上記の施設類型に該当しないその他施設については、適正に管理します。

また、火葬場の安定的な火葬場業務を推進するため、必要に応じて火葬場施設の補修を行います。

【該当施設】

火葬場施設、教住、職住、旧目梨別保育所、旧稚咲内保育所 等

2 土木系公共施設（インフラ）の管理に関する基本的な方針

（1）道路・橋梁

道路については、定期的な安全点検を実施し、点検結果を踏まえた適切な補修・改良を進め利便性を確保し、適切な維持管理を図ります。

橋梁については、「橋梁長寿命化修繕計画（平成 25 年 3 月）」を基に、適切に管理します。

（2）上水道・下水道

上水道においては、現有施設の維持管理を行い、安定した水量の確保を図るとともに、安全かつ衛生的な水を供給するため、老朽化した配水管の布設替えを図ります。

下水道においては、「豊富町下水道中期ビジョン（平成 23～32 年度）」等関連計画との整合を図り適正に管理します。

（3）公園

公園については、豊富町自然公園や兜沼公園の整備、維持管理を行うとともに、維持管理費の削減などを図ります。

（4）河川

河川については、サロベツ川の治水対策や下エベコロベツ川の維持保全を促進するとともに、普通河川の計画的な維持管理を図ります。

（5）農道

農道については、定期的な安全点検を実施し、点検結果を踏まえた適切な補修・改良を進め利便性を確保し、適切な維持管理を図ります。

（6）林道

農道については、定期的な安全点検を実施し、点検結果を踏まえた適切な補修・改良を進め利便性を確保し、適切な維持管理を図ります。

10章 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策

1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 公共施設等マネジメント推進のための横串機能を持つ組織を構築します。
- 総合的かつ計画的な管理を実現する体制の構築に対する6つの方針を検討します。

(1) 公共施設等マネジメント組織体制の構築

厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、公共施設等は維持管理・更新等を的確に進めていくことが重要です。

そこで、本町としては、各課に対し横串機能を持ち、公共施設等に対して一元管理を行い、全体の調整機能を発揮しつつ、進行管理を行うとともに方針の改定や目標の見直しを行う機能を持つ組織の構築を検討します。

(2) 住民等の利用者の理解と協働の推進体制の構築

公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働を促進する環境整備が不可欠です。

清掃や植栽管理等の業務について協定等に基づき住民団体による維持管理の検討や、維持管理の成果や利活用状況など様々な情報を、住民へ提供することによって住民に開かれた公共施設を目指します。

(3) 担い手確保に向けたアウトソーシング体制の構築

多数の施設の健全性を正しく評価し、迅速且つ的確に必要な措置を講ずるためには、適切な技術力を有する民間企業の担い手にアウトソーシングすることを検討し、そのための体制の構築を進めます。

(4) 指定管理者制度、PPP および PFI の活用体制の構築

指定管理者制度、PPP および PFI の活用により、効率的で質の高い公共サービスを提供や、民間資金やノウハウを活用したサービスの質を充実、コスト削減が期待できることから、これらの活用体制の構築を進めます。対象施設は、新たな公共施設等の建設だけでなく、縮減対象の公共施設等の用途変更にも採用することも検討します。

表 行政と民間とのパートナーシップ

指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度。
PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
PFI	Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

(5) 財政との連携体制の構築

そのため、公共施設等マネジメントの導入により必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めるとともに、財政部門と密に連携します。また、公共施設等マネジメントによる事業の優先度の判断に応じた予算配分の仕組みについては今後検討します。

(6) 職員研修の実施

全庁的な公共施設等マネジメントを推進していくには、職員一人一人が公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み住民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。

そのためには、全職員を対象とした講演会やパソコンによる研修等を通じて職員の啓発に努め、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

2 フォローアップの実施方針

- 本計画に基づき、具体的な個別計画を策定し公共施設等の整備を実施するとともに、定期的に公共施設等の管理状況を評価します。
- 総合管理計画の進捗状況等については、議会や住民と情報を供給します。

(1) 計画の進行管理

本計画に基づき、具体的な個別計画を策定します。個別計画に基づき、公共施設等の建設や大規模改修、長寿命化改修、統廃合、更新を実施します。また、維持管理する公共施設等に対しては、定期的に劣化度・利用度・コスト等の評価を実施し、評価結果に応じて個別計画を見直します。

また、本計画についても社会情勢の変化等に応じて適宜見直します。

(2) 議会や住民との情報共有

総合管理計画の進捗状況等についての評価結果ならびに評価に基づく変更や対策活動は、議会に報告し、またホームページ等で住民に報告を行います。また必要に応じて、住民への説明会も検討します。

持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うにあたり、住民と行政が、施設に関する情報と問題意識を共有することが重要です。

公共施設を利用し、または支えている多くの住民と行政が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報や評価結果を積極的に開示します。

また、住民からの様々な意見を収集する窓口やそれを整理して公共施設等マネジメントに生かす仕組みについても積極的に採用します。